

会 議 録 目 次

令和 8 年第 2 回海田町議会定例会（第 3 日目）

令和 8 年 3 月 5 日（木）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	一般質問		
	○石橋京子議員	4	
	○玉川真里議員	19	
	○岡田良訓議員	35	
	○和田法子議員	47	
	○大江康子議員	55	
	○宗像啓之議員	66	
日程第 2	第13号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	76
日程第 3	第14号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	77
日程第 4	第15号議案	海田町犯罪被害者等支援条例の制定について	77
日程第 5	第16号議案	海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	79
日程第 6	第17号議案	令和 8 年度海田町一般会計予算	80
日程第 7	第18号議案	令和 8 年度海田町国民健康保険特別会計予算	80
日程第 8	第19号議案	令和 8 年度海田町介護保険特別会計予算	80
日程第 9	第20号議案	令和 8 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算	80
日程第10	第21号議案	令和 8 年度海田町水道事業会計予算	80
日程第11	第22号議案	令和 8 年度海田町下水道事業会計予算	80
日程第12	第 8 号議案	令和 7 年度海田町一般会計補正予算（第 9 号）	83
	（散 会）		86

令和8年第2回海田町議会定例会

会議録(第3号)

1. 招集年月日 令和8年3月3日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開 議 3月5日(木)9時00分宣告(第3日)

4. 応招議員(16名)

1番	後原一隆	2番	夏野光
3番	和田法子	4番	白井政志
5番	石橋京子	6番	西田誠一
7番	玉川真里	8番	小田久美子
9番	大高下光信	10番	大江康子
11番	宗像啓之	12番	岡田良訓
13番	久留島元生	14番	多田雄一
15番	崎本広美	16番	桑原公治

5. 不応招議員(0名)

なし

6. 出席議員(16名)

1番	後原一隆	2番	夏野光
3番	和田法子	4番	白井政志
5番	石橋京子	6番	西田誠一
7番	玉川真里	8番	小田久美子
9番	大高下光信	10番	大江康子
11番	宗像啓之	12番	岡田良訓
13番	久留島元生	14番	多田雄一
15番	崎本広美	16番	桑原公治

7. 欠席議員(0名)

なし



8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町	長	竹野内 啓 佑
副 町	長	夏 目 啓 一
教 育	長	森 山 真 文
企 画 部	長	脇 本 健二郎
総 務 部	長	鶴 岡 靖 三
町 民 生 活 部	長	丹 羽 勤
福 祉 保 健 部	長	森 川 雅 枝
建 設 部	長	木 村 生 栄
教 育 次	長	新 藤 正 敏
企 画 部 次	長	吉 本 真 人
建 設 部 次	長	門 前 誠 司
資 産 活 用 課	長	久保 隅 聡
財 政 経 営 課	長	倉 本 勇 登
総 務 課	長	中 村 修 介
防 災 課	長	松 井 良 哲
デジタル推進課	長	富 田 誠
地 域 み ら い 課	長	山 田 長 秀
税 務 課	長	杉 本 幸 穂
住 民 課	長	水 川 綾 子
社 会 福 祉 課	長	田 村 健 二
こ ど も 課	長	大 村 隆
長 寿 保 険 課	長	岩 本 宏 美
健康づくり推進課	長	下 田 由 香 里
建 設 課	長	早 稲 田 誠
上 下 水 道 課	長	吉 川 寛
学 校 教 育 課	長	立 田 春 美

生涯学習課長 下野 武士
会計管理者 森原 知美
まちデザイン課建築営繕室長 矢熊 健治
文教施設整備室長 重西 康平

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 中山 えり  
次 長 戸 成 正 考  
主 任 須 崎 亮

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第13号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 第14号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第15号議案 海田町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第5 第16号議案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第17号議案 令和8年度海田町一般会計予算
- 日程第7 第18号議案 令和8年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 第19号議案 令和8年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第9 第20号議案 令和8年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 第21号議案 令和8年度海田町水道事業会計予算
- 日程第11 第22号議案 令和8年度海田町下水道事業会計予算
- 日程第12 第8号議案 令和7年度海田町一般会計補正予算（第9号）

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及

び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたします。議場内で、スマートフォンや携帯電話をお持ちの方は音が鳴らないようにしていただきますよう、お願いをいたします。確認をしてください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第12に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。5番、石橋議員。

○5番（石橋） 5番、石橋京子です。この度はまちづくりについて、大きく二つ質問させていただきます。よろしくお願いたします。

1、海田町美しいまちづくり条例。海田町は、海田町美しいまちづくり条例を平成18年3月に制定しています。第1条で、この条例は、清潔で美しいまちづくりを推進することにより、海田町の恵まれた自然環境を後世に継承し、及び地域の良好な生活環境を確保することを目的としているとあります。しかし、海田町の恵まれた自然環境を後世に継承に関しては具体的な表記がなく、条例内容がごみのポイ捨てなどの美化活動に傾倒しています。そこで、自然環境を後世に継承するために、海田町の魅力と持続可能な自然について何が必要なのか考える必要があります。そこで、条例の中に、①風景との調和、景観の保全、②生態系・生物多様性の維持、③自然の循環と共生、以上の3項目を付け加えてはいかがでしょうか。条例の説明として、①風景との調和、景観の保全について、建物が自然を支配するのではなく、場所を尊重する考え方を示す、を付け加えます。例として、海田庁舎は外壁に無垢材を使用しておられます。執行部に質問したところ、腐りにくいものをしている、年が重なると味が出る木材と回答がありました。個人的には色あせたように見えますが、これは自然を意識した景観を見越して計画されたことと捉えて見ております。これから、多くの公共施設が建設されます。この条例をつくると、後世まで意識して造られた建物になるのではないのでしょうか。日浦山を例としてとります。海田里山ガイドの会が山歩きをされ、環境保全に力を入れています。山の会も県内の里山を中心に歩き、ホームページなどで山の情報を紹介しておられます。総合公園から洞所山に続く山道整備は海田山の整備隊がボランティアで行っておられます。また、安芸アルプスと称し、山の美観に努めておられます。次の②生態系・生物多様性の維持については、野生生物の整備や土地本来の樹種を用いた植栽などを進めることで防災につなげ、自然の機能を生かしたグリーンインフラ、自然を回復させるネイ

チャーポジティブなまちづくりにつなげるを付け加えます。例として、瀬野川を楽しむ会を紹介します。この会は瀬野川周辺を拠点に、河川の環境保全・生き物調査・こども向けの自然体験活動などを行う団体です。地域住民とボランティアで連携活動をしておられます。次に、海田山の整備隊を紹介します。土砂災害の後、参道整備に加え、樹木の名前をつけたり、山の土地に合った樹木の調査をしています。この調査から樹木を植栽することで山が力がつくと話されます。③の資源の循環と共生については、循環とは回収・再利用・リサイクルにより再活用。共生とは地域の自然資源、水・森・バイオマスなどや未利用資源を持続可能に活用し、環境・経済・社会問題を同時に解決する自立・分散型の社会の構築を目指す考え方を付け加えます。例として、海田町は既に海田バイオマスパワー株式会社があり、木質系バイオマス燃料で発電する国内でも大きな施設を持っておられます。自然エネルギー活用が環境と共生するまちづくりに不可欠です。近隣の雑木も扱うことができれば、地産地消モデルの推進につながると思います。美しいまちづくりは行政の規制だけでなく、町民や事業者が海田町の自然を公共の財産として共有し、守り育てる意識も大切です。これが条例に追記されることでより自然環境の保持の意識付けにつながります。そして、活動目標が明確化され、美しいまちづくり条例が制定された意義も深まります。以上のことをもって、美しいまちづくり条例の三つの追記を求めます。

大きく2、まちづくり。①として、旧国道周辺。海田町では急速な都市構造の変化に対応するため、海田市駅周辺の中心拠点と海田東地区の新たな東部拠点の二つを軸としたまちづくりを推進しています。まちづくりの観点から考えると、人口の変遷、高齢化対応、駅周辺のコンパクトな街化、災害リスク低減、防災対策、町民と行政の協働による魅力向上、地域資源の活用が不可欠です。しかし、町の地形を考えると、この2拠点に加え、旧国道、西国街道を意識した活性化、瀬野川周辺自然環境整備も必須と考えます。西国街道沿いの活性は海田旧庁舎跡地利用などがあげられます。2025年に民間公募で提案し、思うように進まなかったと報告がありました。長期計画として、高齢者向け施設・障がい者向け施設・その他施設の企業対応は随時必要と考えます。ここは歴史ある西国街道沿いの中心地に位置するため、歴史散策・登山拠点、多目的広場、商業・コミュニティ機能を組み合わせた交流空間の整備として早急に対応する必要があります。基本構想では、歩行空間の整備として、西国街道周辺の環境保全や歩きやすい回遊ルート形成も盛り込まれていますが、具体的にはどのようにされるのでしょうか。街道に

沿って流れる瀬野川は周辺の自然環境と調和した歩行者や自転車にも優しい安全な場所として重要です。美化活動推進を見ると、年2回の清掃活動や草刈りで終了しています。美観地区としてもっと注視し、海田町観光資源の一部として考える必要があります。今後、どのようにされるのでしょうか。大きく②、住民と行政。まちづくりは住民から提案が必要と言われます。住民の意見を反映するという受け身の姿勢から、行政が目標を明確に掲げ、それを実現するために住民の力をどのように借りるかという、主体的な企画力を求めます。また、そのために具体的な住民と行政の対話の場、ワーキンググループを設置してはどうでしょうか。行政担当者が必ず会議に出席することで、その場で、できるできないをフィードバックする。住民に丸投げではなく主体的な助言をする。そこから、住民からの信頼関係も生まれると考えます。既に、このようなグループがあるならば、町制施行70周年記念事業として発表の機会を設け、町の発展に寄与したことに感謝を示してはいかがでしょうか。以上、まちづくりについて質問をさせていただきます。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（桑原）竹野内町長。

○町長（竹野内）それでは、石橋議員の質問に御答弁をいたします。

1点目の海田町美しいまちづくり条例についての質問でございます。本条例は清潔で美しいまちづくりを推進することにより、海田町の恵まれた自然環境を後世に継承し、及び地域の良好な生活環境を確保することを目的として、主として環境美化に関する町・町民・事業者それぞれの責務等を定めているものでございます。議員御提案の項目につきましては、条例が対象としている範囲とは性質が異なるため、条例の立法趣旨には沿わないものと考えております。一方で、議員御指摘の周辺環境や自然環境、更には地球環境への配慮は大切な視点であるため、町政運営において十分に意識して取り組んでまいります。

次に、2点目のまちづくりについての質問でございます。一つ目の旧国道周辺について、まず、西国街道周辺につきましては、旧千葉家住宅や三宅家住宅、熊野神社などの地域資源が点在し、魅力ある環境を形成してございます。このエリアの回遊性を高め、人々の交流を促進する取組を進めていきたいと考えております。具体的には先般のまちづくり特別委員会でお示ししましたとおり、令和8年度に旧役場庁舎跡地をイベントの開催が可能なコミュニティ広場や歴史散策、登山の休憩スペースとして整備する方針としております。また、歩行者の回遊を促すことも意図した旧千葉家住宅のライトアップ

による修景化事業の予算も提案しているところでございます。令和9年度以降も回遊性向上に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。次に、瀬野川につきましては、適切な維持管理による安全の確保はもとより、快適な環境の整備を通して、町民が日常的に心地良く過ごせる場所としての価値を高めていく必要があると考えております。町民にとって身近な憩いの場としての魅力を高めることが、結果として町外から訪れる方にとっても親しみやすい場になるものと考えております。二つ目の住民と行政につきまして、行政としてまちづくりの明確な目標をお示しするため、この度、第5次海田町総合計画後期基本計画を策定したところでございます。この計画を推進していく上では住民ニーズを的確に把握し、施策に反映していくことが重要となります。このため、各施策の内容や性質に応じて、ワークショップなどの手法を活用しながら、住民の皆様とのコミュニケーションの機会を確保してまいります。他方、住民主体の活動につきましては、今後も継続的に支援していく中で、その主体性には十分配慮しながら、適時適切な助言等に努めてまいります。長年にわたり、地域振興に御尽力いただきました団体に対しましては、感謝の意を表し、その功績や活動内容を広く知っていただく機会となるよう、周年記念事業や町条例等に基づく表彰につきまして検討してまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）それでは再質問をさせていただきます。今、答弁の中から美しいまちづくり条例は、環境美化に関する町民・事業者・町の責務を定めているものだというふうにおっしゃいました。この3項目を付け加えることが、この条例はもう既に20年たっております。この令和に即した条例に変換して膨らましていく必要があると考えます。この3項目を付け加えることで後世に引き継ぐためのルールとして、更に効果が表現できると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）現行の美しいまちづくり条例につきましては、その趣旨、目的は、我々の日常の生活環境の保全といえますか、ポイ捨ての禁止などの規定でございます。一方で、議員さんが御提案されていらっしゃる三つのポイント、風景との調和、生態系、資源の循環共生というものは、趣旨が添わないといえますか、この条例に盛り込むというものではないと認識しておりますので、この度、この条例改正という手法は取り入れないということで答弁させていただいております。ただ、この三つの要素というのは大事な視点だということは認識しておりますので、そこは意識して業務に当たっ

てまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）なぜ、この美しいまちづくり条例を私がずっと一般質問の中に取り上げていっているかというところ、この三つの項目が含まれることが、やはり、住民を支えてもらえるものというふうに思っているからです。ただ、自然環境、それから、ごみのポイ捨て、そこに特化するだけではなく、やはり皆さんが活動しやすいため、また支えるためのルールとしての条例を整えていただきたいということで、美しく整った町並みや清潔な環境、自然をより意識して、また、瀬野川を重要な地域資源として位置付けられないかというところから、ルールとしての条例を整えていただきたいというふうに考えて提案した次第ですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）若干繰返しになりますけれども、既存の条例については、日常の生活環境、議員が御提案されている風景との調和、これはいわゆる都市環境だと思います。生態系ということになると、もう地球環境ということ、資源についても同じくそのような次元になると思いますので、同じ条例内にそれを、何ていいますか、規定していくというのはちょっと無理があるかなというふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）私は埼玉県八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例というものが、令和6年6月28日に改正されて大きく記載されているのを見ております。この中では、165条あるんですね。全部、この中に今言う、私がこの三つを示したものが事細かく建物に関しても入っているんですが、私は特化してこの三つを入れたらどうかというふうに考えて、海田町にそぐう条例として改正を求めた次第です。この中で埼玉県八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例の中には、建物のこととかいろんなことが含まれております。これを基に皆さんがまちづくり形成をするというふうに考えておられます。細かく提起していることが、私もこれは海田町にも必要なんではないかというふうに思いまして、提案した次第です。ボランティア活動にも生かされるように提起したわけなんですけれども、自主活動にも市は支援をしたり、また協働のまちづくりにもつなげています。ボランティアとこの条例は全く関係ないと思われるかもしれませんが、この条例があることで下支えになると、私は考えて提案した次第なんです、そこは項目が違うから、だからこそ、大きく幅広くまちづくり条例の中に取り入れてはどうかという

ふうにご提案した次第ですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）更に、繰返しになって恐れ入りますけれども、現行の条例については、目的がもう既にございまして、そこに議員が御提案されている三つの要素を盛り込むというのはちょっとなじまないものと考えております。ただ、大事な視点であることは否定するものではありませんので、そこは業務に当たる上でしっかり認識して進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）ただ、条例があるだけでは町はきれいにならないんですよ。チェック機能もない、どういうふうにしてこの美しいまちづくり条例を生かしていこうとされているんですか。ここ、私はいつも思うんですけど、住民が一生懸命、このまちづくり条例があること自体もう忘れておられます。これを皆さんが意識して、美しいまちづくり条例を意識していただくためにも、これを、三つを入れていただくことが私は大事、確かに条例改正になりますので、大きな問題になっていくとは思いますが、やはり、ここを下支えという形でSDGsなどの現代的な環境課題とか、そういう対応、景観形成などの広範囲なまちづくりへの拡張が今後の課題でもあるので、この3項目を提案してみた次第なんですけど、これを盛り込んでいくという考えはないんでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）この条例の制定に携わった者として答弁をさせていただきます。ちょっと話は長くなるかもしれませんが、当時、元議員の方からこういった条例をつくりたいというところで御提案がありました。それは、やはり海田町内清掃活動が随分されてきており、きれいなまち、このまま維持していきたいという思いから条例を制定したいという提案があって、当初は我々もなかなか実効性が担保できないであろうということで最初は断っておったんですが、やはり、その議員の方の熱意というものが伝わってまいりましたので、何とか実効性を持たせながら条例化していこうじゃないかということで、いろいろ議論をさせていただき、環境美化条例として議員の皆様の賛同を得て、条例化した経緯がございます。当初、その環境を美化していこうということで立法の趣旨として制定した経緯もございますので、これはこれとして、私は条例の趣旨を変えてまで改正するべきではない、その条例の趣旨にそぐわないものを中に入れてまで改正する必要はないというふうと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）私は改正してくれと言っているわけではありません。追記してはどうかというふうに述べたと思います。これは改正するのではなくて、この中に追記をして、後ろから改正ですと言われましたけれども、確かにそういうふうにするによって、まちづくりがもっと膨らむ、先ほども言いましたように、SDGsなどの現代的な環境課題が本当に大きく膨らんできています。景観の形成もどんどん古い町並みも変わってきて、新しい町並みになっています。そういうところも捉えながら、大きな課題としてこの三つを捉えて、条例の中に付け加えたらいいというふうに私は考えているわけです。八潮市はやはり改正しているんですね、この中を。新たにつくって改正をしておられます。ですから、やはりこここのところもできないことの内容ではないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）埼玉県八潮市の条例を確認したわけではございませんが、同じ条例の名前だからといって、同じ立法趣旨で制定されているとは考えがたいと思っております。その条例の立法の背景、趣旨、目的、その内容によっては、条例を制定する意義がないとは申しませんが、少なくともその市の違う環境美化条例、環境美化をうたった現在の海田町美しいまちづくり条例を改正すべき理由ではないと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）では、風景との調和、生態系・生物多様性の維持、自然の循環と共生、この3項目を新たに条例として制定していくという考えはおありでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）議員の御提案の景観につきましては、国交省所管の環境法、景観法というのがございます。生物多様性については、生物多様性の維持に関して生物多様性基本法というのが環境省の所管でございます。また、資源の再利用につきましては海田町の廃掃条例がございます。それぞれ所管する条例、法令によって定められておりますので、現在のところを海田町として条例を制定しなければならないという必要性はないと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）条例がまとまって住民さんの目に見えるような形にしていけないと、こういう条例があるんだ、住民が今いろいろなボランティアをしておられる人たちの例を出

してお話しさせていただきましたが、こういうことにのっとりながら自分たちはボランティアをしている、また下支えを皆さんに喜んでいただいているというふうに思いながら活動し得ることができるというところで、私は表現をしたわけですけれども、では、皆様に分かるようにこういうふうな、自分たち、海田町の中にはこういう条例を基に活動している、景観法がある、環境省のほうでこういうふうなのを考えているというところを評価していただけるような手法を考えていただきたいと思います。

それでは、次のまちづくりについて再質問させていただきます。美しいまちづくりの条例にも関わることですけれども、歴史的な町並み、現代の住宅、消防施設が混在する中で、統一感のある景観づくりはどのように捉えられているのでしょうか。旧庁舎跡地を含めて教えてください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）旧国道、西国街道沿いのことだと思いますけれども、そこはやはりもともと宿場町で歴史のある街道でございますので、ストーリーを持った整備が必要だと思っております。町長答弁でもありますように、まだ、当初予算に上げた段階でございますので、あくまでもこちらの提案でございますけれども、旧跡地にはそういった散策に資するような公園、それから、旧千葉家にはライトアップを通して、いわゆる回遊性を持たせるような、人が行き来しやすいような整備を今後もしたいというふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）この回遊性という言葉はとても私は大事なことだと思いますので、これを皆様が歩きやすいような仕組みをつくっていただいて、また、示していただくような看板とかそういうものは作っていただけるような手法は考えられておられますでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）いろんな提案があると思いますけれども、ただただ看板を作ってやればいいのか、そこまではちょっと思わないんですけれども、人がその町並みを感じて、歴史を感じるような取組、それがもしかしたら看板であるかもしれませんが、目途は西国街道の修景化といいますか、人々が海田の宿場町を感じて、西国街道は海田だけの点ではなくて、広島方面、それから京都のほう、向かう一つの街道でございますので、近隣市町と連携もしておりますし、そういう一つの道というストーリーを持ったような、

何というんですか、修景化、整備をしていきたいとそういうふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）今、特化して西国街道の旧国道のところをお話しさせていただいているんですが、狭い道路に自動車が多く通行するエリアです。歩行者の安全確保も課題と思いますが、どのように思われておられますか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）今の県道瀬野船越線という、県道になるんですけども、その西国街道を御利用いただく方の歩行者スペースという部分では、物理的なスペースというのは今から生み出すというのは非常に困難な部分があると考えております。まして、管理者が県でございますので、県との調整も必要になろうかと思っております。したがって、今の時点でその西国街道に歩行者空間を確保するすべというのは持ち合わせていないのが現状でございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）先ほども言いましたけれども、それでは皆さんが回遊ルートというふうに先ほどおっしゃいましたが、街道のルートや名称を示す看板が少なくて分かりにくい、どのようにそれを分かりやすくされようとしておられるのか、そこをちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）いろいろ歴史施設が点在していると思うんですけども、むやみやたらに看板をつけるのいいかどうかというところであると思います。今でも旧千葉家の横とかには、こういう、何というんですかね、昔の縦看板に模したような文化財を示すような看板が置いてありますので、今でもそれはしております。先ほど、看板と言われましたけれども、やはり西国街道といいますか、その雰囲気合ったものをしないと、逆に逆効果になってしまうと思いますので、今やっている、昔の、何というんですかね、本当に、お触れ書きの縦看板のようなものを軸にしながら、効果的な場所の周知というふうに努めたいと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）それでは、ちょっと瀬野川のことに移りたいと思います。瀬野川は町のシンボルと思われておられますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）シンボルといいますか、瀬野川は海田町民にとって本当に大事な自然であり、憩いの場、町長答弁にもあったように、日常的に心地良く過ごせる本当に大事な場所であると思っている、それをシンボルと言えばシンボルなのかもしれませんが、海田町の大事な自然の資源だというふうにとらまえています。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）瀬野川の河川敷のウォーキングコース、皆さん何人もの方が朝から夕方から歩いておられます。ベンチや日よけも必要と考えますが、ここら辺のところの瀬野川周辺の土地は海田町のものではありませんが、どのように考えておられますでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）皆さんが歩いていただいておりますところは、河川敷の中の降水敷と言われるところで、一般に降水敷と言われるところで水が増水したときに水没してしまうところがございますので、その部分については、流れに支障となるようなベンチであるとか屋根というのはちょっとつけれないという状況でございます。これは管理しております広島県のほうからのちょっと許可が下りない状況です。ただ、堤防の堤の上、堤の上につきましては、畝公園であるとか公園のほうを整備させていただいておりますので、そういったところで御休憩をいただけるような形を今考えておるところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）そういうところに休憩のスペースができる、考えているというふうにおっしゃっていただいて、そこはとても大切なところだと思いますので、随時、注視していただきたいと思います。では、歩行者とか自転車専用の空間が分離も必要というふうに、今からはなってくると思いますが、そこら辺のところはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）今おっしゃられているのは瀬野川河川敷の降水敷で、歩行者と自転車を分離ということだととらまえて答弁のほうをさせていただくんですけども、基本的には歩行者の方が優先で歩いていただくんですけども、その中で自転車を御利用になられる方の専用の通路なり経路というのは、ちょっと今の段階では、どう言えばいいですか、海田町行政区域内にある降水敷で、それを整備するだけのスペースがない部分もございますので、今の時点ではそういった歩車分離のための専用通路というのを整備す

る計画は持ち合わせておりません。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）分かりました。ただ、やはり自転車の人が侵入してくる、歩行者が優先というふうになっておりますので、そういう立て看板みたいなものはやっぱり必要なのではないかと思うんですね。歩行者優先だというふうに道路に書くことだってできると思います。別に立て看板しなくても、きちっと今からは自転車の乗り方の、4月から変わってくるというふうになっておりますので、歩行者優先というふうに海田町はきちっと明記しているというふうに示す必要性はあると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）河川敷に限らず、町道であったり県道であったり国道であったりしても、その考え方というのはやはり広く住民の皆様も周知いただいていると思うんですけども、殊更、河川敷だけにそのような表示をするという理由もございませんし、かといって、道路全部に書くかというのもちょっと現実的ではございませんので、今の段階ではそのようなことは考えておりません。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）なぜこういうふうに小さなこと細かく言っておりますかと言いますと、海田町のコンパクトシティというところにありまして、海田町を町歩きしていただくという形を取りますと、2拠点、また西国街道沿い、それをぐるっと海田町全部が観光資源だというふうに思っていて、歩いてもらう周遊ルートをつくるのがもう大事なのではないかというふうな考えのところから、私は今これをまちづくりとして提案をしたわけなんですけど、この周遊ルートをつくるという考えはございませんでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）町全体の周遊ルートに一足飛びに行くというのは、今ちょっとまだ難しいのかなというふうに思っております。西国街道のガイドの会でも、西国街道を周辺にしたルートと瀬野川を通るルートの二つをもってガイドをやらせていただいております。それを川を越えて、左岸側というんですか、そっちのほうまでまだ行けるか、一足飛びに行けるかどうかということについては、ちょっとまだ検討が必要な段階なのかなというふうに思っております。ただ、議員がおっしゃるように、町長のほうでもウォークブルなまちづくりというのを口にされておりますので、そういったところの将来的なこの視点というのは忘れずに、今後も業務のほうにやっていきたい

というふうに思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）ここはやはり海田町、せっかくコンパクトシティというふうに言っていたので、海田町の見るとこの資源、全てをすばらしいまちなんだということで、よそから来た人たちがここは海田町すばらしいねという、この周遊ルートというような形をつくることによって、もっと海田町の評価が上がるのではないかとこのように思ったのでそれを提案しておりますが、ここには提案しておりませんが、ちょっと話させていただきました。

次の、まちづくりのことですけれども、行政とまちづくりのことですが、まちづくり活動は行政と住民との協働のまちづくりが必要と話しました。先に解説した八潮市の手法をちょっとお伝えしたいと思います。このまちづくりをされるのに、海田町でもあります、自主活動、また主催者活動。3年間は主催者活動でしたら、講師料を出したりとかいって公民館の活動でやられたりしておられます。ここでは自主まちづくり活動とは、身近な地域を対象にして、市民の皆さんに自主的、自発的にまちづくり活動に取り組んでいただきます。市はその活動に必要な支援を行いますと、継続して行いますというように言葉を盛り込んでおられます。この自主まちづくり活動の種類には、地域まちづくり活動とテーマ型まちづくり活動、それから、御近所まちづくり活動、施設管理型まちづくり活動、この4項目を出して、組み分けをして住民さんがこれならできるかなというように手法を考えておられます。御近所まちづくり活動を例に取りますと、木とか花とか、御近所さん3軒以上の建物所有者などが協力して美化活動に努める、地域活動ですね。そういうところには花苗木などの植栽として金額を1万円、また、塀とかなどの構造などに改造するには10万円とかいうふうに、金額をきちっと制定して助成しているような形をしておられます。やはり、きちっと明確にすることによって、このまちづくり活動というものがはっきりと明確化し、区分して活動ができるのではないかとこのように考えます。もちろん、今、先にも言いましたように、海田町では公民館活動ではそういうふうに、先生方に謝費を払うというようなやり方で、主催活動の講座などがありますけれども、まちづくりに関してのそういう支援というのは、海田町ではどのように考えておられますでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）その八潮市の形も、すいません、存じ上げませんが、現在のところ

ろを海田町にそういった支援の、そういった形での八潮市と同じような形での支援のもの
のはございません。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）では、こういうふうによその市町でもそういうふう
に支援を行っている。三原市では自分たちが手を挙げて、こういう活動
をしたいんです、こういうふうなことをやりたいんですという、手を
挙げて、公募して、助成金を配るというふうなやり方もされておられ
ますが、海田町ではそういうまちづくり活動の支援は、今後、どのよ
うな形でやられるおつもりでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）町長答弁にもございましたように、住民活動
については石橋議員からも今までも質問いただいておりますが、そう
いった住民活動団体に対する支援というのは継続的に行っていくこと
としておりますが、ちょっと他市町の状況は我々も分からないところ
がございますので、それは調査研究させていただきたいと思いま
す。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）調査研究していただきまして、まちづくり活動が、や
はり住民がボランティアをしていく上で、自治会を見ても、こども会
を見ても、何もかもまちづくりにつながるのかどうか、今言いま
したように、2団体のところがやはり主体としてこども会にしても
だんだん疲弊してなくなっていく、老人クラブもなくなっていく。こ
れは全て皆さん、海田町の中のまちづくりに、形、名前は違いま
すけれども、まちづくりに関与している団体と私は捉えておいま
す。しかし、やはり、なくなっていくというような形がだんだん見
えてきております。住民が息切れしているのではないかというふう
に考えます。このように、息切れしないように後方支援を行うこと
がとても大事な時期に来ているのではないかと思っております。こ
のまちづくり活動の町の仕組みみたいなものはどのようになっ
ているのかということをお尋ねした次第なんです、住民が息切れし
ないように後方支援、どのようにしていただけるのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）これまでも、お問合せがあれば、必要な
情報提供なり、施設の借用なり、随分とやってきたところではござ
います。ただ、行政が全て手を出すのではなく、議員御指摘の後
方支援といったところでやってまいりたい、その各団体の主体性を
尊重しながら、後方支援のほうをやってまいりたいと考えておいま
す。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）もちろん、住民主役のまちづくりですので、住民がこういうふうになりたい、でも、窓口が見えないんですね。やはり、窓口のところに行って、どこに行ったらいいのかわからない。まちづくりというふうなきちっとした名目がないものですから、住民活動センターあっても、今、自治会と環境衛生、国際交流協会のところしかありません。住民活動センターの動きもちょっと見えてないんですが、ここはどのような動きで、まちづくりとどのように関連を持ってされようとなさっておられますか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）まちづくりについて窓口が不明確ということであれば、当課、あるいは住民活動センターにまずは御相談いただければ、何がしかできることできないこと、アドバイス、相談等対応してまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）それは、どなたが、住民活動センターに行って、どなたに聞けばよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）個人のお名前ですので、ここでは差し控えますけども、スタッフが常駐しておりますので、お問い合わせいただければ対応させていただきます。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）スタッフが対応している、していただけるというふうに、きちっといただきましたので、何かあったら住民活動センターに相談に行くように申し伝えればよろしいということですね。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）そのとおりでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）きちっとそういうふうなことが明確化することがとても大切なことだと思います。最後に、グループ、いろいろな団体が海田町の中にはボランティア団体たくさんあります。先ほど言いましたように、このボランティア団体が息切れをしているのが現状です。ボランティアに参加する人も少なくなってきた、また、協力してもらう人も少なくなってきた、誰に声を掛けたらいいのかわからない。いい人はたくさんいるよって、だけど、じゃ誰がそれをまとめてやっていくのか、また旗を上げてやっていくのか、

そこが見えないので、今回、とてもいい、町制施行70周年記念事業がありますので、このボランティア団体の人たちがこういう活動をしているんだという現場の表現を見えるような形として、例としてパネルシアターをしていただいたりとか、ボランティア団体さんの表現をさせていただく場を持っていただくことで、ボランティアの、もう一回頑張ろうという気持ちが起こるのではないかと思うことで提案させていただきましたが、これは町長がおっしゃるように、評価、記念事業で、町条例に基づく表彰について検討していただくというふうに言われましたが、もう一度伺います。どのような形で検討されますでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）条例表彰、それから特別表彰というのを周年行事では、長年御尽力いただいた方に対して表彰するようにしております。今年度につきましても、当初予算のほうに、それらに関連する予算を計上させていただいておりますので、それが通りましたら、活動を紹介できるような形でもって、表彰について検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）今言いましたようなパネルシアター、そういうチャンスをいただけるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）具体的内容につきましては、パネルシアターをするということはちょっと今ここで申し上げられませんが、そういった何がしか活動について広く周知できるような方法を取り入れていきたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）ボランティア団体の見える化、また、ボランティア団体の活動報告、常設展示、そういうことも効果があると思いますので、そういうところはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）周年記念事業のときに、様々なボランティア活動団体さん等の表彰をさせていただいております。これまでは表彰して感謝の意を表明するというのが主ではあったんですけども、せっかく皆さんの前で表彰をさせていただきますので、この団体さんがこれまでどのような活動をされてこの度表彰されているのか、そういったこ

とが多くの方に見てもらえるような工夫をしていきたいと思っております。それをどういった形であるかについてはこれから詰めてまいりますので、議員御提案の御意見もちょっと参考にさせていただきながら、どういった形がいいか、今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○5番（石橋）表現の仕方はいろいろあると思いますので、そこは前向きに御検討していただければと思います。最後に、東広島市学びと交流の祭典、東広島市生涯学習フェスティバル、10年に1回の表彰ではなく、生涯学習の活動を、東広島では37年間ずっと継続して、こういうフェスティバルを行われています。雪の降った2月7日、8日の日に1,000人を超える来場者があったということで、新聞とかそういう街ネタトピックスの中に、こういうふうに乗っております。やはり、こういうふうにして住民さんの力はこんなにすごいんですよ、公民館活動で表現することもあります、今ばらばらと表現しておられます。そうではなく、一体として生涯学習のまちづくりというふうな形で表現するチャンスをいただけるようなボランティア、また学びの場をしておられる方々、自治会の皆さんも含めて、そういうチャンスをいただく、行政と住民が一体として活動しているんだという表現をPR活動、海田町のPRとしてやられることも一つの手法ではないかと思えます。これで私の一般質問、まちづくりの2点について終わらせていただきます。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩をします。再開は10時5分。

~~~~~○~~~~~

午前09時56分 休憩

午前10時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。7番、玉川議員。

○7番（玉川）7番、玉川です。本日は大きく3点についてお尋ねいたします。

まず1点目、公共施設管理の長期計画についてお尋ねいたします。現在、海田東小学校や海田小学校の建替えについて準備が進んでいるところですが、最近になって、町民センターと東公民館の複合施設化や、海田小学校の敷地内に複合施設を検討するなど、軽挙妄動にも見える提案が見られます。小学校を含めた公共施設は時間がたて

ば老朽化することは分かっているはずでございますので、本来は、長期計画の中で建替え時期を見積り、遠い将来の町の在り方に沿った公共施設の提案を考えておくべきだと思います。しかし、最近の提案を見ておりますと、おおよそ計画的に進めているとは思えません。それぞれの公共施設を今後どのように維持管理し、建替えや集約化するのかについて、長期的な計画は立てておられるのでしょうか。また、現在老朽化してきている公共施設の中で優先順位と方法はどのように計画されているのでしょうか。

次に、図書館についてお尋ねいたします。町長は御自身の公約で、滞在型図書館の新設を挙げられていたということで、海田小学校の建替えに併せて、小学校の敷地を小さくし、そこに滞在型図書館などの複合施設を検討したいということでした。後の委員会で、それについてはゼロベースとは聞いておりますが、安全性や駐車場問題などを考えると、どちらにしても問題は山積であり、有効な財源があるとしても、こどもの安全が確保できる見通しも立っていないまま事業を進めようとするのはあまりにも軽率であると考えます。他市町では小学校を含めた複合施設化を実施しているところにつきましては、相当の年月をかけて、地域住民の意向調査を行い、説明会を繰返した上で建設されております。当町では、有効な財源があるから複合施設化また合築化をしたいというのは、短絡的な考えと見え、こどもの安全性や学校の利便性が優先されるべきはずであるのに、後回しになっているように感じます。現在の図書館については、一部が雨漏りするなど修繕の必要があることは存じておりますが、現在の場所での図書館に愛着をお持ちの住民も多くおられます。逆に、滞在型図書館を海田町に造ってほしいと望む住民の声は、私のほうにはほとんど届きません。ましてや、小学校の敷地を縮小してまで滞在型図書館を造る必要があるのでしょうか。滞在型図書館を造る意味と将来の図書館を含めた町の将来像を町長はどのように描いておられるのでしょうか。

最後に、財政政策と優先順位についてお尋ねいたします。岡山県奈義町では、出生率を上げ、子育てしやすいまちづくりを目指して行政運営をされ、若年層の人口が維持・増加傾向にございます。ハード面に関しても施設を新しく造るのではなく、既存の施設を活用し、集約化することで子育て支援に特化した財政運営を行っておられます。町行政においては住民の生命と生活を守ることが最優先であると思いますが、現状を見ておりますと、災害対策やこどもの安全対策が優先されていないように感じます。町長は、町行政に関して優先順位をどのように考えておられるのでしょうか。新しい施設を造れば、それだけ歳出が増加し、いざのときの財源や安全、福祉施策への財源が確保できな

くなります。維持管理のコストやいつか来る老朽化対策も考えなければなりません。にぎわいのあるまちづくりの創生は大切だと思いますが、ハコモノの新設ではなく既存の施設のリノベーションによる財政運営を目指されてはいかがでしょうか。以上、3点について答弁を求めます。

○議長（桑原）竹野内町長。

○町長（竹野内）それでは、玉川議員の質問に御答弁をいたします。

1点目の公共施設管理の長期計画についての質問でございます。本町では公共施設の維持管理や更新・集約化について、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的視点に立ち、取り組んでいるところでございます。この計画は公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、将来的な財政負担を軽減しながら、施設の安全性を確保し、住民サービスの維持・向上を図ることを目的としており、長期的な更新需要や財政見通しを踏まえたマネジメントを行うための枠組みとなるものでございます。中には個別の計画に位置付けられている施設もございますが、町の公共施設を一律に年次指定し、更新を行うといった具体的な計画は持ち合わせておりません。施設の更新等は建築年度、老朽化の状況、利用状況、その時々補助制度・財源措置など、多くの要素に左右されます。このため、今後の公共施設の建替え等が円滑に進むよう、主に一般利用が可能な一定規模以上の施設の適切配置についての基本方針を整理し、令和6年11月5日の特別委員会において御説明をしたところです。説明の要旨といたしましては、建設後40年を一つの節目とし、長寿命化改修、集約や廃止、新築更新といった複数の手法を比較検討し、施設の老朽度、利用状況、機能の必要性、財政状況を総合的に判断した上で、最も効果的な整備手法を選択することとしております。また、施設の配置についても、町内4地区に一つずつ拠点となる施設を配置することや、防災拠点や避難所機能を踏まえた地域バランスの確保、コミュニティ・子育て支援にぎわいづくり等の機能の確保といった観点からも判断をすることとしております。今後も比較検討のタイミングを迎える施設を中心に、更新・集約・長寿命化を判断していく必要がある中で、一律に年次を指定して機械的に更新するのではなく、各施設の老朽化の状況や利用者の安全性、将来需要、財政状況などを踏まえ、優先順位と整備手法を適切にマネジメントしてまいります。

2点目の図書館についての質問でございます。現在の図書館は、本を借りる場所から滞在型・多機能交流拠点へと変化している中、人が集まり、交流し、にぎわいを創出できる場として図書館は貴重な存在となっております。これまでの役割を超えて、利用者

が自分の居場所として思い思いに過ごせ、学びや交流の土台となる新しい公共空間として機能することに意味があると考えております。この度策定いたしました第5次海田町総合計画後期基本計画では、住みたい・住み続けたい・帰ってきたいまちを将来像として掲げており、こどもから高齢者まであらゆる世代の町民が集い、交流し、地域が活性化するまちづくりを行っていくことは、この将来像の実現に向けた重要な取組になります。また、滞在型図書館の整備は、老朽化対策や行政の効率化にとどまらず、現在の町民の生活の質を高め、将来の町民にも選ばれ続けることを志向した、本町の求心力を高めるまちづくり誘導策になるものと考えております。教育・子育て支援、居場所、交流といった多様な機能が重層的に集積し、人と地域と街の結び目となることで、こども、若者、中高年、高齢者などが同じ場所に集い、時間帯や目的の異なる利用者が交差することで世代や属性を超えたつながりが育まれる効果が期待できます。こうした学び、交流、居場所といった人の基本的な活動を支えるプラットフォームを充実・強化させていくことは公共の重要な役割であると考えており、海田町の持続的な発展に寄与する基盤として整備していくことを提案させていただいているところでございます。もっとも、滞在型図書館の整備につきましては、基本構想にも着手しておらず、現状では具体的な整備内容はもとより、場所についても決定しているものはございません。令和8年2月3日開催の全員協議会でお示ししたとおり、海田小学校の建替えに合わせて敷地内に併設する施設の検討に当たっても、ありきで進めるといったことはせず、町民の意見や学識経験者の知見も踏まえながらゼロベースで検討を進め、議員の皆様にご判断をいただきたいと思っております。

3点目の財政政策と優先順位についての質問でございます。一つ目につきまして、議員御指摘の住民の生命と生活を守ることは、全ての自治体に共通する責務でございます。その上で、本町におきましては、第5次海田町総合計画後期基本計画に基づき、住みたい・住み続けたい・帰ってきたいと思えるまちづくりを進めるため、誇りと愛着、にぎわいと活力、子育てと教育、健康と生きがい、安全・安心の五つの重点テーマに沿った全方位型のまちづくりを展開することとしております。これらのテーマは、互いに密接に関連し合い、本町のポテンシャルを引き上げていくことに寄与するもののため、どれかを選び、どれかをしないという二者択一ではなく、町政のあらゆる分野において、その時々ニーズに応じた最適なバランスを追求することが優先すべき事項だと考えております。二つ目につきまして、議員が懸念されております公共施設の維持管理コスト

や将来の老朽化対策は、町の公共施設の多くが近い時期に更新を迎えるという大きな課題に直面する中、先送りをすることなく適切に対応していかなければならない問題です。目の前の事業費を抑制することも大事ですが、有利な特定財源を積極的に確保し、実質的な町の一般財源負担を抑制することを念頭に事業の投資効果を高めていけば、町民の皆様により良いサービスとして還元できるものと考えております。とりわけ、大規模な公共施設の更新に当たりましては、より効果的な投資となるよう、長寿命化改修、集約や廃止、新築更新といった複数の手法を比較検討し、施設の老朽度、利用状況、機能の必要性、財政状況を総合的に判断した上で、最も効果的な整備手法を選択してまいります。以上です。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川） それでは、再質問をさせていただきます。まず初めに、おわび申し上げます。今回の一般質問の通告書のほうが1番と3番で分かりづらい文言になっていたかと思いますが、一番最初の質問では、公共施設の管理についての質問で、特に優先順位を含めてということで質問しております。3番目の質問につきましては、事業施策等、財政に関わるところの優先順位というところで、ちょっと両方とも私のほうが公共施設の管理という名前を入れてしまったので分かりづらくなっておりましたところをおわび申し上げます。

どれにもこの共通するお話ではございますが、まず、この公共施設管理、今の答弁、お聞きしておりますと、公共施設等総合管理計画で長期的に既に取り組んでいるということではあったんですけども、この公共施設等総合管理計画というのは、何年間について計画しているものなのでしょうか。

○議長（桑原）資産活用課長。

○資産活用課長（久保隅） いつから始まっていつまで何年間、こういうふうにしますというものではなくて、町長答弁にもございましたように、これからの公共施設の管理をどのような考え方で進めていくかということについて、総論的にまとめたものがこの管理計画でございます。それだけでは不足があるということで、町長答弁にもございましたけれども、令和6年11月に皆様が使われるような大きな公共施設についての考え方を告示させていただいて、基本的には70年の使用を目指していくと。ただその前に、耐用年数が来る前に、40年の時点で長寿命化改修、新築、廃止等について検討するというようにさせていただいております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）基準についても勉強させていただきまして存じておりますし、総論ということで了解いたしました。まず、この公共施設の整備管理につきましては、この人口の増減とも関わることだと思います。これについては、一般論ではなく、町運営、一番最後の3番にも関わってくるんですけども、海田町が10年後、20年後、30年後、50年後、100年後と、どういうふうな町になっているのか、それを想像しながら町長が考えるべきものだと思います。昨日の施政方針を聞いておりますと、まずは令和12年には今よりも少なくなっているという目標に設定されながら、違う項目では人口を維持させたいというふうに言われたり、片や、新駅の構想のところではもっと人口を増やしたいというような御答弁だったかと思います。これは一貫性がなくて、20年後、30年後、長くは100年後かもしれませんが、やはり、どんな町の人口増にしたいのか、どんなまちづくりをしたいのかということが、おおむねでも夢物語でもいいですから、それが皆さんの中で一致していて、だからこそ、例えば、令和12年にもう人口が減る目標でやられるのであれば、どんどんどんどん集約廃止していけばいいでしょう。しかしながら、新駅構想のときには、若者世代がどんどんこう増えるような人口の目標とされてたと思います。だとすれば、小学校の敷地は狭くするのではなくて、広くしないといけないかもしれません。そのようなところが全くちょっと見えてこない。なので、行き当たりばったりでやっていっちゃうのかなというふうに見えました。多くの市町、近くでは熊野町さんにいろいろお聞きしたり、前回の複合施設化の問題が起きた前町長ときには、他県について見せていただきましたが、長期的にどういうふうなまちづくりをしたいという構想があって、だから、ここに複合施設を建てたいであったりだとか、ここは集約して取り壊したいみたいなどの計画があって提案されたり、それについて説明されたりしているところです。当町のように、今、建てないといけないけど、財源がないから複合施設化して、合築して、財政的に何とかするなんていうことをしているところって、あるのかもしれませんが、私は、それは正しい町営ではないと思うんですけども、まず、町長、これからの人口については、どのように目指していきたいと思っていっちゃうのか、どういうふうに構想されているのかで、それをもってどう公共施設を増やしていくのか減らしていくのか、どう構想しているのかについて御説明お願いいたします。

○議長（桑原）企画部次長。

○企画部次長（吉本）まず、人口推計の考え方の点について御答弁させていただきます。

施政方針のほうでちょっと分かりづらい表記があったかもしれません。まず、人口については住民基本台帳人口ベースで捉える人口と国勢調査人口をというところで、おおむね国勢調査人口のほうがちよっと住民基本台帳人口よりも、本町でいうと、500か700ぐらい少ない状況があるんですが、12月議会で議決いただきました人口ビジョンにおいては、まず、今後5年間において、通常の社人研推計でいけば低下するところを、あらゆる施策を取り組むことによって、今後5年間で人口を増やしていくという目標値を定めております。それについて5年ずつに見直ししていくところですが、目標値に向かっていくためにあらゆる施策を展開していくところが後期基本計画の考えでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）今、私は町長に聞いたんですけども、あなたが、これからの人口増だったり、町をどういうふうにするかということを考えているのか、そうじゃないと思います。今言われたのは一般論を言われたんじゃないでしょうか。違いますかね。大切なのは、首長である町長が、これから30年後、50年後を見据えて、人口をどんどん増やして行って、増やすことによって財政、自分でいろいろ考えて、使えるお金というのは増えていきますよね。そういうふうを考えているのか、いやいや、何もせずに、取りあえず人口は減っていくであろうと。それに伴って公共施設管理をしていくスタイルでやっていこうと思うのか、そのあたりの、町長がやっぱりどういう構想であるのかどういうふうになってほしいと、海田町に思いがあるのかというのが一番大事だと思います。それに伴って、公共施設の管理について考えていかないといけないのかなというふうに思いますが、そのあたり、町長のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）昨日の施政方針での人口に関するお尋ねに対して、私、自ら答弁をさせていただきました。その内容は、人口を減らすこと、これは私自身としては許容していないということでございました。当然、本町の人口を維持、願わくは拡大をしていきたいというふうに思っています。それが、本町の財政力の指数を高め、あらゆる世代の方々への福祉の向上につながるサービスを展開していけるというような趣旨で御答弁をさせていただきました。人口を維持、拡大していくために何をやっていくべきかということなんですが、先般、皆様と御議論を重ねて、第5次海田町総合計画後期基本計画、今後5年間の計画を取りまとめさせていただいたところでございます。この計画に基づ

いた施策を着実かつ確実に実施していくことが、まずは人口の維持、そして、願わくばですが、拡大につながっていくものに寄与するというふうに信じているところでございます。その上で今後の公共施設をどうしていくかというところなのですが、皆様御存じのとおり、全国的に少子高齢化の影響により人口が減少していく、そして、広島県全体の問題でございまして、構造的に若年世代を中心に社会減が続いているというような状況があるというところ、こういった全国的な、全県的なこの波に抗っていく必要が本町においては当然あるということで、人口をいかにキープして、外から誘導していくという施策が一つ重要になる。目に見えない形のソフトの施策の充実、十分やってきていますし、これからもやっていきたいというふうに思っておりますが、やはり、今後は目に見える形でインパクトがあるまちづくり、それはハード施策であるというふうに思っております。先ほど、昨日ですか、夏野議員からの御質問で、本町のポテンシャルをどう上げていくかという問いの中で、コンパクトシティである本町の特性を生かして、公共施設を整備していく必要があるのではないかとこのところでお答えをさせていただいたところでございます。より機能が充実した形で、今の町民の皆様の生活満足度が上がり、更には町外の方々に訴求できるような施設を建設していくことが、本町の人口維持、拡大には効果的ではないかというふうに私自身は考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）5年間の計画で、それをしっかり実現させることで、人口維持に期すると考えているということではあったんですけども、私のほうで聞いたのは、30年後、50年後に、どういうふうにしたいか、増やしたい、方針として増やしたいと思っている。広島県は転出ワーストワンというふうになっておりますけれども、それを打開する策は何なのか、そして、本町としてはどういうふうな、優先順位いろいろあると思いますが、高齢者が増えるというような予想なのか、若年層、こどもが増える、いや、増やしたい、増えるじゃなくて、増やしたいという構想なのか、それによって施策の優先順位も違ってきますし、五つの方向性を全方位的にというふうなことをおっしゃられてたかなというふうに思うんですけど、当然のことですよ。当然のこと。その中の優先順位があると思います。この五つの重点テーマ、挙げられましたけども、町長としては、今後、30年後、50年後の海田町をこういうふうにしたいから、優先順位このようにしてまちづくりをしたいという思いを持っていらっしゃるんじゃないのかなと思うんですよ。5年、10年ではなく、30年後、50年後を見据えた町の行政を考えていかなければ、やっぱりその

場しのぎになっていっているように感じられてもしようがないんじゃないのかなというふうに思います。町長は30年後、50年後について、どういうふうな町になってほしいと思っているのかと、もう一つ、この五つの重点テーマ、優先順位はどのように考えられているのか、御答弁をお願いします。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）玉川議員の30年後先、50年後先、どういう町を理想としているのかという問い立てでございます。それはもちろん、当然に現在の海田町より良くなるということイメージしながら、町政運営をするのが町のトップとしての責任の在り方だというふうに考えております。ただ、昨日も施政方針での答弁申しましたとおり、まちづくりは100年の計と言われますが、その現実的なまちづくりのスパンとしては、総合計画で決められているその10年というのが一つの区切りであるというふうに私自身は考えております。そのために、総合計画を皆様方、我々現役世代の皆様方と議論をし、今後10年のまちの在り方を定めているものだと承知をしております。着実にこの10年を見据えながらまちづくりを進めていくことこそが、今後30年、50年につながっていくものだというふうに私自身は考えているところでございます。

大変、失礼いたしました。答弁漏れがございました。五つの重点テーマの中で何を優先で進めていくのかというところでございますが、私自身は全てを優先するというところでございます。この五つのテーマ、密接に関連し合うというところがございますので、それぞれテーマが関連し合うところを一つ一つこうレベルを上げていくことが、底上げしていくことが、この町にとっての発展のポテンシャルを上げていくものだと確信しております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）100年後、想像しづらい現実的ではないと言われますが、100年後と言わずとも、50年後、町がどのようになっているか想像できなくて、管理できないんじゃないのかと思います。というのも、御存じのとおり、1964年から1年おきであったりとか、一番長くとも最近の7年、10年、1年置きとか3年置きごとに、この建物建っているわけなんです。ほとんどが鉄筋コンクリートだとすれば、耐用年数は50年と考えて、毎回毎回建替えが来るわけですよ。これ、先ほど言ったように、耐用年数50年ですよ。新しいものを建てたら、また50年後に同じようなことになってくる。長寿命化したとしても、70年、80年ですよ。ということは、ワンクールも考えられない町行政では、この公共

施設管理なんて考えられませんよね。そうじゃないですか。だからこそ、理想でもいいんです。理想こうなってほしい。だから、次はこれとこれをこうしたいというような思いがないと、なかなか適切な公共施設管理はできませんし、それを納得してもらう資料も作れないんじゃないのかなというふうに思います。その理想をまず持っていただきまして、一番大事なのは多分人口だと思います。どれぐらいの年代がどれぐらいいたらいいな、だったら財政がこうなるなということ。そのときそのときで財政変わってくるし、政治も変わってくるというのはもちろんです。しかしながら、その大前提を持っていなくて、5年置き、5年置き、そこをしっかりとすればいいんだということであれば、この公共施設管理については、なかなか皆さんに納得していただけるものにならないんじゃないのかなというふうに思います。もちろん計画を立てていて、有利な財源ができたので順番を変えるというのはあります。熊野町さんがそのようにされて、防災交流センターを建てられたというふうに聞いております。うちはその計画を立てているようには見えないので、今回、このように申し上げさせていただきました。もし御計画があるのであれば、これからもう近々でも幾つか、六つぐらいにつきましては耐用年数来であろう。長寿命化するのかなどなのか、長寿命化をしてでももう無理というものもございいます。なので、そのあたりの私が把握しているだけで、町営住宅を除きましては、20戸の公共施設、ここの建物も含めてございいます。それについて人口をどういうふうにしていったら、だから、こういうふうな集約をしたりだとか、新設をしたりだとか、したいというようなロジックで御説明していただかないと、議員の私たちにも理解ができませんし、町民の皆さんにも御理解、御納得いただけないんじゃないのかなというふうに思いますが、そのような説明、計画の立て方というのはいませんか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）玉川議員がおっしゃることすごくよく分かります。投資時期が重なって、今、それが現実に今ここに起きておりますので、私自身、それを否定することはちょっとできないのかなと思っておりますので、玉川議員がおっしゃる趣旨というのはもう痛いほど分かります。ただ、ただ、ただなんですけども、町長答弁にもございましたように、一律機械的な年次指定というのは、いろんな制度環境とか補助制度もそうですけども、社会情勢とかそういったものは変化します。やっぱり、そこには柔軟に投資時期を調整することが前提だろうと思うんです。なので、今回、何度も何度も繰返しになりますけど、令和6年の11月のときに一定程度の基本方針を示しながら、施設の、今回

は小学校の建設というのがいわゆるトリガーにはなつとると思うんですけども、施設の集約化であったり、併設を御提案して、なおかつ、そこで今ある財政の有利なものを使って整理をしたいというところで御提案をさせていただいたところでございます。本当に今そうなっているので、この現状、否定はしてはいかんと思うんですけども、今あるその課題と将来世代に責任を持つということで、無理やり固定化してやるのではなくて、今ある、固定化というと、ちょっといけんのんですけど、柔軟に変化できる構造をつくるということが大事なのか、そういうふうに思っております。議員がおっしゃる現状を否定しているところではない。そこはちょっと御理解いただきたい。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）今、部長が言ってくださったように、多分反省しないといけない時期に来ているというふうに思います。実際にそういうふうになっていますのでね。ということは、今までできてなかったということです。今からでもそれをしなければ、これから先同じ問題が起きていくんじゃないでしょうか。今回、四つの建物を新築されるとすれば、もっと、今まで同時期で造った建物というのは、一番同じ年に造ったというのは二つが最高ですね。ですけども、一、二年ずらしたぐらいで四つというのは、非常にリスクが高いんじゃないのかなというふうに思います。町長のほう、先ほど言われた、増やしたいけれどもという話でしたけども、増やしたい、漠然ではなくて、首長たるもの、やっぱり30年後、50年後にどれぐらいの層がどれぐらい伸びてほしい、そのためにはどんな努力が必要だ、だから、公共施設についてはこのようにしないといけないというふうに考えるべきではないかと思いますが、そのあたり、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）よろしいですか。町長。

○町長（竹野内）玉川議員の御指摘はもっともなところもございますが、しかし、やはり今与えられた条件の中で最善の策を講じていくというところも、非常に大事な判断であるというふうに考えてございます。今年度7月だったと思いますが、小学校の建替えが2校続くということで、非常に今後の予算編成上、難しい、厳しい状況を迎えるということを議員の皆様方に御説明をしました。予算を編成するためには必要な財源を獲得していかなければならない。当然、小学校の建替えに際してもコスト削減を図るということは大前提ですということで、我々国の施策のトレンドを踏まえた有利な財源が獲得できないか、これ稼ぐ力を私いつも強化すると言っていますが、この国の財源を取ってく

ることも稼ぐ力の一環だというふうに捉えております。この度、この小学校の建替えに合わせて、老朽化している複数の公共施設をリニューアルすることで、小学校の予算を、町の負担額を11億以上減らせるというような、要は11億稼いで来れるというような結果を皆様方にもお示しをしたところでございます。小学校の建替えが一つトリガーになったわけですが、この公共施設の老朽化というところも非常に大きな課題だというふうに認識しておりましたので、この財源を獲得しながら複数の公共施設の再編を進めていくと、財政面でもまちづくり面でも両方の面で、今の状況の中では最適な判断、そして最良なプランだというふうなことで、皆様方に御理解いただくべく、今回の補正予算を計上させていただいているというところでございます。確かに、長期的なスパンで物事を考えていかなければいけない、それは当然なことだと思いますが、やはり短期的にどうしていくかという視点も合わせて、持ち合わせながら、その時々で適時適切に町のため、そして町民のために最適な判断をしていくということが、まさに私に求められている決断をすべきだということの立場だというふうに認識をしております。そのための、非常に今回は我々が考える最良のプランを提示して、今後の町の発展につなげていきたいというところでございますので、何とぞそこら辺の事情を鑑みた、皆様方の御理解を賜りたいというふうに考えてございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）多分、分かっているんじゃないかと、一番最初にもっともだというふうに言われたので、長期プランを考えていかないといけないと思います。町長言われるように、両方必要だ、当たり前の話です。でも、長期プランが全くないのに短期だけ見ていくのは、それは違うと思います。だからこそ、30年後、50年後、人口をどういうふう理想を持ってまちづくりをするのか、しっかり、今後考え、我々議会、また町民に説明していただきたいと思いますが、人口の理想像と公共施設管理について計画を持っているなら御説明いただき、持っていないのであればしっかり説明できる段階で説明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部次長。

○企画部次長（吉本）長期的プランの点について御答弁いたします。まず、人口推計においては、2070年までの人口推計をしている中で、通常の社人研推計ではかなり下がるところを総合計画に基づく施策を展開することによって、2070年、ここの推計値にも出しているところでございます。また、ハコモノ関係についても公共施設等総合管理計画の

中で、40年間先の更新費用が、その年、その年に、どれだけ、何回、機械的に算出した計画はあるところでございます。その中長期的な視点と短期的な取組というところを総合的に判断しながら施策展開をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）それを町長が、その書類をもらいますよね。それによって、うちはどうするこのを決めるんですよね。あなたが言っていることはもちろんよく分かっていますし、存じております。それをもって、次どういうふうに展開するのかというのを町長が考えるんですよね、あなたじゃなくて、ですよね。なので、それを多分持ち合わせているんじゃないのかなと、私は、いろいろな人からの答弁を見て思っているからこそ、あるのであればそれをちゃんと示して、理解を得た上で提案してほしいということをおっしゃっております。そこについては、町長が持っているのであれば出してほしい。持っていないんだとしたら、そこを明確に説明できるようにして出してほしいというふうをお願いしているんですけれども、そのあたりは不可能ですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）長期的な公共施設の再編をどうするかというところでございますが、これちょっと繰返しになって大変恐縮なのですが、令和6年11月5日の特別委員会において御説明をしたところでございます。説明の要旨としては、これも繰返しになりますが、建築後40年を一つの目安とし、長寿命化改修等の新築更新といった複数の手法を比較検討し、施設の老朽度、利用状況、財政状況等を総合的に判断した上で、最も効果的な整備手法を選択しながら、公共施設の一定規模以上でございまして、再編を進めてまいりましょうと議員の皆様にご提案をしたところでございます。それに基づいて、この度、新たに老朽化が進行している東海田公民館、そして図書館、児童館等を複合化したらどうかというところで、皆様方に御提案をさせていただいたところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）私も今、ここに持って見ておりますけれども、ここで示されたのは、耐用年数が来そうなのが、50年が来るところはいつか、それから、検討する時期はいつか、それより10年前ですね。それについて書いてあるだけで、何を集約して何を削って、何を複合化しているなんて一つも書いてございませんよ。これをもって説明したというのは、乱暴じゃないんでしょうか。私が言っているのは、50年後、最低でも30年、50年、50年かな、70年後まで推計があるんだったかな。だとすれば、70年後まで出ている数字

に伴ってかな、それとも1970、じゃない、2070年だとすると、十数年先になるのかな。でも、30年後、50年後、先ほどの公共施設の耐用年数を考えればですよ。50年後を見据えた人口をどうしたいか、だからこそ、どう集約するのか複合化するのか合築するのかという計画を立てずにおいて、それどおりやるということじゃないですよ。先ほど言われたように、きっちり決めてやるもんじゃない。そのとおりです。でも、それが無いのに、短期でやると行き当たりばったりなのかなということになって、本当に考えているのでしょうかということになります。そこのところは御理解いただけてないんでしょうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（夏目）その意味でいきますと、正直、長期プランというのは今持ち合わせてないんじゃないかなというのが正直なところでございます。人口で言いますと、30年、50年、考えていかなければいけないと思います。社人研が言うように、右肩下がりに全国的になっている中で、海田町だけ突出して上げられる、そういうことはなかなか難しいと思っています。そういう意味では、このままいくとどんどん高齢化が進んでいきますので、層は高齢層が増えていく、そういうところが一般的には考えられますので、海田町としては、そこをいかに、今と、少なくとも同じぐらいの年齢層で維持できていくか、そこを目指して、まず、今、人口自体は目標も微増だったかと思うんですけども、少なくとも下げるのを何とか抑えて、同じぐらいですね、同程度ぐらいに維持して、すいません、そこは国調の人口とちょっと住基の関係で、ちょっと誤差があるんですけども、あわよくば将来的に上げていきたい。これが我々の言う、大きい30年、50年後はどうしていきたいかということと言いますと、目先5年は少なくとも維持ですけども、それが維持できれば、今回ちょうどそこが下がっていく踊り場じゃないかと思ったので、ここで何とか支えて、同程度ぐらいに支えていければ、将来、これはもしかすると拡大や維持を続けられることになるんじゃないかと思って、ここ結構、今重要なところにある時期じゃないかと、今捉えているところです。長期プランで言いますと、すいません、施設のほうは30年、50年、本来、耐用年数がそこそこ迎えていくので、こうするという一定の何らかの何か方針があるといいかもしれないのですが、ちょっと、町の今後という話でいきますと、どこまでその人口が同じような状況であるのか、あまりにもちょっと遠くなると見通しが難しくなります。それから、ほかの施設とのそのときの現状の状況というのがなかなか見通しがしづらい。そこは、すいません、答弁にもありました

ように、様々な要素を捉えまして、その時々で判断せざるを得ないのかなというのが実情かと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）そうは言っても、全体的に下がると言われている人口、前町長のときまでは海田町ずっと上ってきました。東広島市についてもそうです。それはどこの地域に集まる集まらないというところがありますから、それは町行政のやり方によって変わってくるものだと思いますので、少なくとも長期的に、10年と言わず、じゃ、人口推計が出てこなかったらお手上げなんですか。そこから推測はできないんでしょうか。それも考えて、日本なくなるわけじゃないはずですから、それも考えて、理想を持って、それに対してやるべきだと思います。ここの中に出てきている中には、一つも廃止するか集約するか複合化するという事は書いてないですよ、この前の資料には。今後は一切ないということですか。そうじゃないですよ。そういうところを、きっちり計画立ててやらないといけないんじゃないのかというふうに申し上げているわけです。図書館についても滞在型図書館、意味合いはすごくよく分かります。町長は、どれぐらいのエリアごとにそういうのがあったほうが良いと思っているのか。今現在、広島駅のエールエールのところにまさにそのような滞在型図書館できておりますし、ある意味、滞在型、そこからは少し違うかもしれませんが、すぐ近くの安芸区民文化センターの中にある図書館も滞在もでき、本も読めというところがございます。住民さんから聞こえてくる声は、それらがあるのに海田町に本当に要るのかという声がよく聞こえてくるんです。例えば、もっともっと人口が増えて、新駅のところににぎわいづくりをつくる、だから、そこに滞在型図書館を造って、より人口をこうしたい、ああしたいというんだったら分かります。今の現状で、すごく思いがあってやっていらっしゃったんだと思いますが、無理やり検討するのは難しいということでゼロベースと言ってくださったんだと思うんですけども、それについてもやはりそのまちづくりの方向性が見えてない中で、なかなか住民さんから御理解が得られていないのが現状じゃないかと思うんですけども、そのあたり、町長はどのように認識されているんでしょうか。

○議長（桑原）竹野内町長。

○町長（竹野内）先ほど答弁しましたとおり、この滞在型図書館の整備計画というものは、まだ基本構想にすら着手しておりません。また、場所についても決定したものはございません。当然、住民の皆様にもそうしたこの具体化したプランを説明する機会はないわけ

でございます。やはり、この図書館の在り方については、利用者の方、そして町民の皆様が何を望んでいるのか、どういう使い方をしていきたいのか、今後ですね。というところは、丁寧にお聞きしていかないといけないということだと思っております。その上で、今回提案させていただいている小学校敷地内の複合化施設の用途機能については、ゼロベースで検討させていただくこととしておりますが、これはやはり小学校との近接性を踏まえた親和性がある施設をどう整備していくかという検討の中で、住民の皆様が望んでいるものが、丁寧なヒアリングを通して明らかになってくるのだろうというふうに思っておりますので、是非、町民の皆様が何を考えているのか、そして図書館に対してどういうニーズがあるのかというところを、そういう機会を通じて、丁寧に拾ってまいりたいと、私自身は考えております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○7番（玉川） 今の話、聞いていきますと、滞在型図書館についてもこのコンサルのお金、1,000万強ついていましたけども、そこに入れるということなのかなというふうに思いますし、短期間で1,000万円も使って町民の声を聞かないといけないのか、違うやり方があるだろうと思います。町民の意見を聞いたり、合意形成を取るには長い年月かかります。それはなぜならば、たくさんいる中で、いつ、その方が御回答できるのか、意見が述べる方法はどうか、様々考えることがあるからです。こんな早急にできるようなものではないと私のほうは思います。そこについては町長のお考えはよくよく分かりました。なかなか、考えていらっしゃるのかなと思ったけど、考えてないということが分かりました。考えていただかないといけないので、もし、これから改善して長期的に考えて、人口についても考えて、この公共施設の管理計画については御報告いただきたいと思いますが、そこは今ないということなので、お願いにとどめておきます。多分、この、いろいろな、昨日から白井議員、そして夏野議員がいろいろ同様の質問をさせていただいた中で、課題として見えてきたのは、まずは縦割りでテーマ別というふうに、テーマごとのというふうに言われましたけれども、例えば、学校については教育委員会、それで一部、総務のほう、財政じゃなくて、かな、それから、建設のほうのもの、それがまだ一つにまとまってないということだったんですけども、やっぱりその全体像を見ながらやらないといけない。そのためにはその土台である町がどうなっていくのかというところが大切だと思いますので、今回、その課題というのが見えてきたのじゃないのかなというふうに思います。そこについて、あともう一つ、テーマ別、全方位型という

ふうに、どれが優先順位かわかりませんということは判断できない人ということになりますよ。究極になったときには、どれを優先するんだって、優先順位は必ず決めないといけないんです。全部やることは当たり前です。でも、そこに優先順位をつけて何が必要かというふうにやらないといけない。私、昨日の答弁を聞いてたら、命と安全のほうが大優先であるというふうに考えられているのかなというふうに思ったので、それを期待していましたが、それについても明言されませんでした。もう一度お伺いしますが、この挙げられた中で優先順位を本当につけられないのでしょうか。最後にそれだけ聞きましょう。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）先ほど答弁をさせていただいたとおり、住民の生命と生活を守ることは全ての自治体の責務でございます。住民の暮らし、そして、なりわいをしっかり守っていくことが町のトップとしての責任であろうというふうに考えてございます。この考えは一切ぶれることはありません。その上で第5次海田町総合計画後期基本計画で定めましたとおり、住みたい・住み続けたい・帰ってきたいまちを志向した全方位型のまちづくりを展開してまいりましょうと、それによって人口維持、願わくは人口拡大を目指してまいりましょうということで申し上げたとおりでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）そういうお考えであるなら、そのように私が御質問したときに答えるべきだったのかなというふうに思います。私は、その五つについて優先順位はどうかというふうに尋ねたわけですから、書いてあるじゃなくて、質問に対してしっかり答弁いただきたいと思いますし、今の現状を反省するところは反省していただきまして、これからの長期的な計画を立てた上での公共施設管理をしていただきたいというところをお願いいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（桑原）12番、岡田議員。

○12番（岡田）12番、岡田です。3点質問させていただきます。

まず一つ目に、補聴器購入に対する公的補助制度についてです。昨年12月議会で加齢性難聴者の補聴器購入の公費助成について取り上げましたが、何人かの人たちからお問合せがありました。その中で多くの高齢者の方が公費負担を待ち望んでおられると思いました。難聴によりコミュニケーションが困難になると、家族や社会から孤立をし、うつ病やアルツハイマー病協会では認知症の原因にもなると言われております。聴力低下

は危険を察知する能力も低下をするので、聞こえなければ、交通事故や転倒、災害時の逃げ遅れなどの生死を左右するリスクも増加をいたします。日本補聴器工業会の調査では、難聴だと感じている人の補聴器所有率は約15パーセントと低い状況ですが、その原因の一つは、補聴器は、片耳で機種によっては20万円と高額なこともあります。基本的に両耳に使用したほうが良いと言われてはいますが、保険適用にならないため、全額自己負担です。かつて、白内障の手術も1992年までは保険適用がありませんでした。白内障は、70歳代では約8割の方がかかり、保険適用前は片目の手術で約15万円と高額でしたので、手術を諦めてしまう人も多くいました。しかし、多くの国民の願いや要望により1992年から保険適用になりました。広島県内でも4市、福山市、呉市、三原市、大竹市が補聴器購入に対する公費補助制度を実施しております。海田町でも直ちに高齢者の補聴器購入に補助を実施すべきと求めます。そして、同時に高齢化社会が進行する中で白内障のように、補聴器を保険適用にすることを国に強く求めるべきだと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

2番目に、広島市東部地区連続立体交差事業に伴う騒音について。この事業に伴い、10年ほど前から用地の買収により、海田町中店地区の山陽本線海田大正第一踏切から中店第一踏切間北側の住宅地が買収に伴い、撤去され、空き地になったことで、鉄道路線に直面し、鉄道騒音の直撃を受ける地域住民の方々が騒音に悩まされ、騒音の被害者となっております。特に、線路分岐器からの騒音がひどく、海田町役場の担当者の測定では84.5デシベル、走行中の列車内とかパチンコ店内の騒音と同程度の高い数値を記録しました。この事業が完成をしたら、人・車両通行の利便性が向上すると言われておりますが、そのためにこの地域の人たちが今の生活を犠牲にすることはあってはなりません。日本国憲法第25条の1項で、全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する、2項で、国は全ての生活部面において社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとあります。この事業の進捗状況や今後の見通しも、当初の計画よりも大幅に遅れて、当初計画では、2期区間、海田市駅周辺は、令和9年度に着工で、令和19年度完成予定でしたが、急激な建設資材や人件費の高騰で完成時期が大幅に遅れることが予想されます。その間も鉄道騒音被害に苦しめられます。そこで、以下の点について問います。2期区間の工事着工時期と完成予定時期。そして2番目に、海田町負担金の39億円から幾らぐらいの増額になるのか。そして、3番目、改めて近隣住民の方に騒音被害アンケート調査を実施すべきではないでしょうか。4番目に、中店

の住民の方が2022年7月に広島県公害審査会に広島市東部地区連続立体交差事業において、防音壁の設置、その他の防音対策を求める要望書、これを湯崎県知事、そして、広島県都市環境整備鉄道高架グループに何回か出されておりますが、どのような回答だったのでしょうか。5番目に、騒音防止対策として、防音壁の設置、防音サッシの設置などの対策ができないのか町長に問うものです。

3番目に、町長自身のコンプライアンス意識について。昨年11月に、令和7年6月11日に海田町職員が収賄の容疑で逮捕され、30日に起訴された事件を踏まえ、二度とこのような事件を起こさないために、竹野内町長が関係部署に指示を行い、町職員によるコンプライアンス推進検討委員会を設置し、検討委員会での検討を経て、講ずべき再発防止策を取りまとめました。このコンプライアンス推進検討委員会は、1、再発防止策、コンプライアンスの徹底として、職員のコンプライアンス意識の確認など6項目、2、人事・組織マネジメントの強化・充実として、管理監督者のマネジメントの強化など4項目、そして、3、簡易外注に係る手続きの見直しとして、簡易外注に係る手続きの見直しなど2項目を取りまとめ、一般職の職員、公務員にはコンプライアンスの徹底を図りました。しかし、特別職の町長は、令和6年度町長施政方針の中で、町有財産を有効に活用するための総合マネジメントを進めるとともに、スターバックスのようなまちのにぎわいを象徴する企業を誘致し、官民連携によるまちの活性化を図るためや、令和5年11月の町長選挙公報にも、一企業のみを掲載しています。日本国憲法の第15条の2項では、全ての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないと明記されております。これは特別職の公務員であっても、国民全体の利益のために奉仕することを求めるものであって、特定の政党や社会勢力の利益のために働くことは許されていません。一般職の公務員に高いコンプライアンスを求めながら、町長自ら法に抵触するような行為をされております。これでは一般職の公務員も緊張感の欠如となり、コンプライアンスの徹底も容易ではないのではないのでしょうか。なぜ、このような1社のみを誘致をされようとしたのかお尋ねをいたします。過去には海田町では、町長、副町長、部長クラスの汚職事件や恐喝未遂事件で逮捕者が出ております。これらはコンプライアンスの欠如と思われても仕方がないと思います。改めて、町長自身のコンプライアンスの認識についてどのように考えているのかお尋ねをするものであります。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（桑原） 竹野内町長。

○町長（竹野内） それでは、岡田議員の質問に御答弁をいたします。

1点目の補聴器購入に対する公的補助制度についての質問でございます。加齢性難聴につきましては、全国共通の問題であることから、国において全国一律の公的補助制度として実施すべきものと考えております。また、保険適用につきましては国等における研究の結果に基づいて検討されるべきだと考えており、引き続き、国の動向を注視してまいります。

2点目の広島市東部地区連続立体交差事業に伴う騒音についてでございます。一つ目の2期区間の工事着手時期と完成予定時期と、二つ目の海田町の負担金の増加額につきまして、現在、事業主体である広島県、広島市と西日本旅客鉄道株式会社において精査されているところであり、見直しの具体的な内容についてお答えできる状況ではございません。三つ目の騒音被害のアンケート調査と五つ目の騒音防止対策につきまして、広島市東部地区連続立体交差事業の事業主体である広島県に確認したところ、騒音発生の原因は鉄道であり、当該事業によって発生しているものではないことから、実施の考えはないと伺っております。四つ目の要望書への回答につきまして、広島県に確認したところ、2022年7月に広島県公害審査会に対し、広島県知事を相手方として、要望書ではなく調停申請が提出されているとのことございました。なお、この調停手続きは公害紛争処理法により非公開とされているため、その内容についてはお答えできないとのことございました。

3点目の私自身のコンプライアンス意識についての質問でございます。これまでも説明してきましたとおり、海田町には家庭・職場・学校に次ぐ第三の居場所が不足しているのではないかとの思いから、その象徴的な企業であるスターバックスの誘致を公約に掲げたもので、特定の企業に対する利益誘導を行おうという考えは毛頭ございません。組織のトップとしてコンプライアンスは単なる遵守事項ではなく、組織運営の根幹をなす価値観だと認識をしております。私自身が高い規範意識を持つことはもちろん、職員一人ひとりが誠実に行動できる環境を整えることが健全な組織づくりに直結いたします。日々の業務や研修を通じて、意識の浸透を図り、問題があれば早期に気づき、改善できる風土づくりにも取り組んでまいります。

○議長（桑原） 岡田議員。

○12番（岡田） それでは、再質問させていただきます。町長のコンプライアンス意識のところからですけれども、海田町には家庭・職場・学校に次ぐ第三の居場所が不足してい

るのではないかと思います、その象徴的な企業であるスターバックスの誘致を公約に掲げたものです。このように1社だけをああいうふうな選挙公報に載せるということ自体が、これはその企業だけを誘致をするというふうに捉えられても仕方がないように思うんですけれども、その辺のところはコンプライアンス意識の欠如じゃないかと思うんですけれども、特に、昨年11月に、海田町職員倫理指針というものを取りまとめられたんですけども、これはいわゆる一般職の皆さんのことで、特に町長であるとか、こっちにおける議員みたいな特別職は、これはちょっと除外されるんじゃないかという感じがするんですけれども、その中でこういうふうな1社だけを、どういうんですかね、名前を挙げてというのがコンプライアンス意識の欠如につながって、それが一般職の職員の皆さん方にも、町長がちょっと法に抵触をしているような感じだからという格好の中で、いろいろな問題、事件が起こってくるんじゃないかと思うんですよね。過去にも、さっき言いましたように、海田町でも町長、副町長、あるいは部長が逮捕されておるような事件がずっと起こってるんですよね。そういうのも、やはりそういうトップがそういうことだから下の者も、まあまあ、ええじゃないかということになってくるんじゃないかと思うんですよね。その辺のところのトップとしての意識ですよね。だから、町長は、このあれだったら、第三の居場所が不足しているのではないかと思います、その象徴的な企業であるスターバックスの誘致を公約に掲げましたということが書いてあるんですけども、特定の企業を誘致する、利益誘導するとは到底思えませんと言われておるんですけど、これはこういうふうにかかれたり、テレビで放映をされとるんですよね、そのことのことか。そういうふうになったら、やっぱり普通の考え方だったら、この1社だけを誘致するんだと思うわけなんです、皆さん方が。だから、そういうこと自体が、もう町長自身のそういう意識が希薄じゃないか。ましてや、法に抵触しとるいうふうに考える人も結構おられるんですよね。その辺のところをどう考えておられるんかというのを、町長は特定の企業を誘致するものでありませんと言うとるんですけども、特定の企業の名前が書いてあったり、テレビでそういうふうなことを放映されることについて、そんなことはないよとは一般の人は町民の人は思わんわけなんですよね。その辺のところをどういうふうに意識としてね、思われとるんかというのをお願いいたします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（夏目）利益誘導はそもそも毛頭なく、実際に法に抵触するという意味での利益を実際に誘導したということではもちろんございませんので、そこには当たらないと考

えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）利益誘導には当たらんかもしれんのだけども、1社だけをこういうふうにして選挙公報に書いたり、あるいはテレビで言うということになったら、それはいわゆる全体の奉仕者ではなく特定のということにどうしてもなるわけなんですよね。そのところが、やっぱり一般職の皆さんにはものすごく高いコンプライアンス意識を徹底させて、でも、町長は何か法に抵触しとるような、今のいわゆる全体の奉仕者であって、特定の社会勢力とか何かにしてはいけないというふうになつとるわけなんです。特別職としても。だから、そこら辺のところが、やっぱり法に抵触しとるじゃない、意識はないと言われるんですけど、認識はないと言われるんですけども、我々から見たら、何かそりゃ法に抵触しとるような行為があるか、抵触しとるんじゃないかと。だから、一般職の職員の皆さん方も、コンプライアンス意識厳しく言うんだけども、町長がそういうことだからなかなか徹底しないんじゃないかと。それで、過去に何回か、こういうふうなね、いわゆる海田町の黒歴史なんです、この部分がね。そういうふうなのがあるんじゃないか、どうしてもそう思うんですよね。実際に町長、副町長、そういう方が逮捕されとるわけですから、そういうのを思うたら、こういうようなことは絶対にすべきじゃないと思うんですけども。それを、まして利益誘導ではないからいいじゃないかというふう聞こえるんですけども、その辺のところもうちょっと、どういうんですかね、町長自身もそういう認識を、一般の職員の皆さんよりも高い倫理意識を持ってもらいたいんですけども、今の答弁だったら、利益誘導じゃないから、別に、ただ言うただけだみたいな、1社だけを言うただけだみたいな感じに受け取るんですけども、それは違うんじゃないんですかということなんですけども、町長はこのことについて、そういう意識はないんですかね。

○議長（桑原）前からそういう意識がないという答弁を町長本人がしていらっしゃるんですから、ここは、総務部長、代わって答弁してください。総務部長。

○総務部長（鶴岡）特定の事業者を使用することについて、議会においても何度か同じような質問をいただいております。それに対して、町長のほうも明確に関係がないと、しっかりと答弁をされております。この議会でのやり取りにつきましては、当然職員みんなが見ております。コンプライアンス意識についても、今回の事件もあって改めて職員も考え直し、町長から明確にちゃんとした指示も出ております。そういったこともござ

いますので、町長の特定の事業者の氏名を使ったからといって、職員のほうが軽く考えているといったようなことは一切ございません。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）それじゃ、このことについて取り消してもらうのができるのですか。この1社だけをこういうふうなことが、あれは間違いだったと取り消すとか、そういうことがないと、このことについてずっと引きずっていくような格好になるんですけども。これ、どう見ても、町長そう言われるんですけども、1社だけを名指しで、名指しをすると、誘致をするということになるので、取り消すとか、あるいは間違いでしたとかいうことを言ってもらわないと、それはいつまでたってもずっとこんなことが続くような気がするんですけども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（桑原）現実にあるかないかは別として、町長が選挙の公約で出した話ですから、それを現実にどうする、誘致をするせんという話じゃないんです。それが表に出たという事で、町長自体もそのことについては事実はないという答弁をしていらっしゃるわけですから、何十年も前の話を、部長が捕まった、町長が捕まったということを引っ張り出して話をすりゃ、きりがありませんよ。だから、そこはちょっと変えて質問してあげてください。岡田議員。

○12番（岡田）そういうことでしたら、これはこれで終わりますけど、やはり、でもね、何十年も前と言われますけれども、実際、そんなことが起こったわけですから、この海田町でね。だから、そのところはもう少し厳しくそれぞれ受け止めてもらいたいですけども。

それとあと、補聴器の購入のことなんですけれども、国の制度ができるまではということなんですけれども、今からどんどん進んでいくんでしょうけども、海田町も高齢化になって、やはり、我々の年代いうか、70過ぎぐらいになったら聞こえにくくなると。購入をしたい人が結構おられるんですけど、高いというのと、なかなか調整が難しいというのがあって、皆さん方、ちょっとどうかなという思いがあられるんですけども、やはり、購入をしたいという方は、少しでもいいから町の補助があったらすごく助かるんだと、こういう方が結構おられるんですよ。そのことについて公費の、町の補助いうんですか、そういうことは、今だんだん補助している自治体も増えておるんですけども、そういうふうなことは町としてできないかと。やっぱり、今の認知症の関係とかいろいろあるんですけども、これが続いてきてあると思うんですけど、それができない

かというのをもう一度お願いいたします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）加齢による身体の衰えというものは多岐にわたりますので、公的支援の在り方については慎重な検討が必要であると考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）身体の衰えがあるんだけど、それに伴って、やはり、耳が聞こえづらくなるから、いろいろな認知症の発症とか高くなるというのが実際あるわけなんですね。それを少しでも遅らすとか改善をさせるためにこれは有効な手だてじゃないかという思いはあるんですけども、加齢に伴っていろんな問題があるからそれはできませんよと言われたら、それ、全ての問題がそうなるんですけども、やはり、今のこのような町民の人が望んでおられると。少しでもそういう補助があったら購入をしようというふうな方がおられるわけなんです。今、補助がないから購入いうてもちょっと二の足を踏むとかいうふうな格好の中で、導入の検討をしてもらいたいというのと、それと、今の公費の保険適用ですよ、保険適用も、やはり町として、国に対して保険適用をするべきだというふうなことを言ってもらいたいわけなんですよ。それは、一律に国がやることだから何もしませんじゃなくて、そういうふうなのが今からどんどん増えてくるわけですから。そういうことを町としても国に対して公費助成とか保険適用にしてくださいということをしたら、町としてもこれは助かると思うんですけども、その辺のところをもう一度お願いいたします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）全国市町会からも補聴器購入の補助制度の創設と、それから、難聴と認知機能低下との関連性の究明を図ることを求める要請がされているところで、町としましては国の動向等を注視してまいります。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）これ、いろんな高齢者団体なんかも署名か何かして、国に求めているんですけども、是非とも町としても国に対してこういうことを求めていてもらいたいと思います。

それとあと、騒音問題なんですけども、JRの。あまり関心がないいうか、実際にこういう方がおられるので、そのことは町長も多分御存じだと思うんですけども、これに対して、例えば町が何らかの、支援とまではいかんけども、例えばJRに対してこう

やってくれ言うても、JRもなかなか、はい、そうですかとは言わないんですけど、町としてできることがあると思うんですよ、騒音対策としてね。そういうふうなのをするつもりはないのかというのをもう一度お願いいたします。お答えください。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）議員さんおっしゃるとおり、鉄道事業に関して、町としては何ら権限を有しておりませんので、その実効性のある何らか権力の発動というか、根拠を持っての解決策というのを持ち合わせておりませんけれども、地元でそういう騒音で被害を受けていらっしゃる住民さんがいらっしゃるという情報は、先方にはお伝えしております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）それに対して、町の皆さん方が、職員さんですよ。例えば、騒音を測りに行くとかいうことをされたと思うんですけれども、そのことについては、これは許容範囲を超える騒音があるとかいうことを認識されとると思うんですよね。その辺のところはどうなんですかね。測りに来たとき、認識を、こういうふうな騒音があったというのを、当然、町の職員の方がしたわけですから、そういうところは思うておられるわけなんですかね。

○議長（桑原）認識しているかしてないか。地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）そういう、何と申しますか、数値がある、そういう事実は認識しておりますけれども、それをもって何かできることは、先ほども申し上げましたとおり、ございませんので、そういう立場にないということは御理解ください。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）町としてできることというの、例えば直接JRに行って、何とかかんとかいう権限はないんでしょうけれども、町として、例えば、二重サッシをつけるとか、それに対する補助をするとかということですよ。そういうことは全くできないのか、考えていないのか、その辺のところはどうなんですかね。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）まず、これが、明確に町の責任であれば、町のほうで何らかの措置はしなければならないと思いますが、これの原因者、あくまでもJRでございますので、町としての対策というのは考えておりません。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）対策が、考えていないか、取れないということじゃないと思うんですね。そんな防音壁をつくれとか何とか、電車のスピードを落とすとかいうふうなのはなかなか難しいんかもしれないけれども、今のような、どこでもやっとなるような、例えばサッシの一部を補助するであるとか、あるいはその地域住民に対してどれぐらいの騒音ですかということをアンケートしてみるとかいうことは、町としてできると思うんですけども、その辺のところをされるような意向いうんは、ないんでしょうかね。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）まず、在来線の騒音に関して規制というものがそもそもございません。であるならば、これは公害ではないという判断になってきますので、我々として取る施策というのはないものと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）なかなか難しいかもしれませんがね。これ、JRのことじゃないんですけども、2月の終わり頃ですか、あそこの月見町の方が、近所の工場でプレス音がやかましいから、何とかしてくださいと、町に言って来られて、町の担当者の方が測って、これは大きいということで、そこの相手の工場の方といろいろ話をしてみるということをされたと思うんですけども、住民の方はそういう町の対応は喜んでおられたんですけども、そういうことがやっぱりできると思うんですね。そういうのができるから、JRとも話もするんだけど、その住民の人とも話をすることはできると思うんですけど、そういうことなぜやられないのかなという思いがあるんですけども、今の公害審査会にしても、非公開ということでなかなか内容分からないということなんですけども、やはり困っておられるんですね。今からも高架事業にしても何年かかるか分からないというふうなので、費用にしても39億がどれぐらいになるか、今の時点では分からないということなんですけども、もう今からもうあと、それは10年、極端に言うたら10年、15年と、今の状況を我慢しなければならぬのかというところで、非常に困っておられると。なかなか生活もできないというふうな状況の中で、町として何とかできないかなということなんですけども。やはり、やろうと思うたら、そりゃ、100パーセント満足のことではないと思うんですけど、そういうふうなことを示すこと自体はある程度できると思うんですけども、その辺のところを、もう一度お願いいたします。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）議員が先ほどおっしゃいました町内の工場での事例ということ

は、これは騒音、振動の規制法の枠組みで、市町長が改善勧告命令を行うことができるという権限を有していることが法定されておりますので、それに基づいて対応させていただいたものでございます。一方で、鉄道事業については、繰返しになりますけれども、何ら権限を有しておりませんので、そういった指導であるとか勧告を行える立場にないということを御理解ください。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）この問題もいろいろなところに、JRに問い合わせたり、工事をするとこに問い合わせても、全部こうぐるぐるぐるぐるとらい回しなんですよね。たらい回しで、結局、どこにいったいいか分からないというふうなことで、最後に今の公害審査会のほうに行っても、そこでもなかなかええ回答がもらえないということで、そして、何人かで署名なんか取っておられたりなんかしたんですけども、それも、どういんですか、答えにならんいうか、回答にならんいうか、回答ももらえないというような状況なんですよね。そういうふうな状況の中で、やっぱり町長としてこの問題を何らかの、答えてあげにやいけんのじゃないかと思うんですね、相手方にね。その辺のところを、どういうんですかね、権限がないとか法的にどうのこうの、だから、全然関知できませんとかいう立場じゃなくて、やっぱり相手の方に対しても、こうこうこうだから、ちょっと難しいですよということを言ってあげないといけないと思うんですけども、それもなかなかできないという状況の中で、こういうような状況になつとるんですけども、そのことに対して、町長は相手方に対して答えてあげる、できないんだっただけできない、あるいは、こうこうこういう理由だからということ、町民の方ですから答えてあげにやいけんのじゃないかと思うんですけども、その辺の、どういんです、回答いんですか、そういうこともできないんでしょうかね。

○議長（桑原）何か方法があれば、教えてあげてください。町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）町として、この方からの申出をたらい回しにしているとか、決してそういうことはしておらず、適切に相談場所は、教示させてもらっておるところでございます。具体的には申し上げられませんが、この方から町長対話ボックスを通じて、話が上がってきていることも町長は存じ上げております。ただ、その回答としては、町としてできることがないんでということでお返しをしておるところでございます。決して、御本人さんの意見を無視して何も対応しておらないわけではございませんので、そこは御理解いただきたいと思っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）対話ボックスですかね、これは去年の11月ですかね、ぐらいいにできたと思うんです。それ以前もずっと同じようなことで、町に対して相談をされとるんですけども、それもなかなか、回答がないみたいなことで対話ボックスがあるからということで、この度出されたと思うんですけども、やっぱり、その中で直接会ってとかいうことが、そういうことをしたら、いっぱいあるからできないと、以前、そういう回答だったんですけども、やはり、長年のずっと要望でもあるし、この方1人じゃないわけなんですね。地域の方がおられるわけですから。直接会ってということは難しいんでしょうかね。なかなか直接会うようなことはできないみたいなことをずっと言われておるんですけども、やっぱり、そういうことをしてあげないと、今のこういうような状況というのは、極端に言うたら、高架事業で確かに利便性は良くなるんだけども、その反面、こういう被害を受ける人もおられるわけなんですよ。そういう人に対して、やはり町として、ある程度話をするとかということをしてあげにゃいけないじゃないかと思うんですけども、その辺のところはどのように考えておられるんでしょうかね。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（夏目）今、部長も申し上げましたとおり、状況のほうは先方のほうに説明しております。その上で、今、手立てが町として講じられない以上、お話を聞いて、それではということがなかなかできない以上、そういったことも難しいのではないかと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）いろいろ難しい問題もあるんでしょうけど、町として全くできないということはないと思うんですよ。それは、ほかのところでも似たような問題はあるんですけども、それでもやっぱり皆いろんなことを考えて、最善ではないんですけども、こういう方法がありますとか、こういう施策がありますというふうなことは、ほかのところでもやっとなるわけなんですよ。だから、全くできんと、手立てがないということじゃないと思うんですよ。だから、その辺のところをいろいろと考えてもらって、少しでも良くなるような方向を示してもらいたいという思いがあるんですけど、これは今のようなことで回答はなかなか難しいと思うんですけども、なるべくだったらそういうことに対して寄り添って一緒に解決、解決まではいかんのんですけども、こういう方法があります、どうですかぐらいのことは言うてもらってもええんじゃないかと思うんで

すけども、そう言うこともできないということなんでしょうかね。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽） これまでも担当課のほうでお話を直接お伺いして、しかも、出向いて騒音調査もさせていただいて、これまで十分に寄り添ってきたものと考えております。これ以上、何かをできるかと言われれば、これ以上のものはないと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）町として寄り添つとるといふふうには言われるんですけども、相手方はなかなかそういうふうには考えておられないような感じなんですよね。それで、まだまだ高架事業が完成するまでいうたら、もうそれこそ、あと10年、15年かかるような状況なんですけれども、その間、やっぱり、こういうふうな方が生活をするのに非常に困っておられる、騒音問題で悩んでおられるということをもう一度再認識をされて、何とかせにゃいけないというふうなのを思ってもらいたいと思えます。これで質問終わりますけれども、実際に便利になる反面、ほかのことで悩まされとる方がおられるということをね、もう一度認識していただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（桑原） 暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前11時48分 休憩

午後01時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。3番、和田議員。

○3番（和田）3番、和田法子です。本日は、1点の質問をさせていただきます。福祉タクシー乗車券について。本町の福祉タクシー券は1回当たりの助成上限が640円となっています。しかし、現在のタクシー初乗り運賃は既に640円を超えており、制度が初乗りすらカバーできていない状況にあります。実際に町民の方からは640円を超えた額は全て自己負担になるため、非常に利用しにくいという声が寄せられています。特に、車椅子を利用される方にとって、タクシーは生活の移動手段として不可欠であるにもかかわらず、自己負担が大きく、移動そのものが制限されてしまう状況です。このように、制度が実態に追いつかず、移動の自由が十分に保障されていない現状について、本町はど

のように認識されているのか、まず伺います。

○議長（桑原） 竹野内町長。

○町長（竹野内） それでは、和田議員の質問に御答弁いたします。福祉タクシー乗車券についての質問でございます。タクシー料金助成につきましては、重度の障がいのある方が通院などで外出される際の身体的・精神的負担を軽減し、社会参加の促進に寄与しているものと認識をしております。これまでも中国運輸局により、広島市域地区のタクシー運賃が改定されてまいりましたが、今年度、初乗りの基本運賃が750円から800円の範囲に変更されるなど、制度を取り巻く環境にも変化が生じているところでございます。こうした状況を踏まえ、来年度策定する次期障がい福祉計画等に向けて実施するアンケート調査などを通じて、利用者ニーズを把握し、助成制度の見直しも含めて検討してまいります。

○議長（桑原） 和田議員。

○3番（和田） それでは、再質問させていただきます。まず、アンケート調査をして見直しをされるということなんですけれども、本町として福祉タクシー、これ始まった際に、どのような目的で運用し始めたのか、改めてお示してください。

○議長（桑原） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村） タクシー料金の利用助成につきましては、先ほど町長の答弁でもございましたとおり、身体的な負担とか精神的な負担、こういったところを軽減するために、タクシー料金の一部を助成することによりまして、買物ですとか通院とか、そういった生活上の社会参加の促進、こちらに寄与するものとして導入したものでございます。

○議長（桑原） 和田議員。

○3番（和田） 次に、こちら根拠となる要綱なんですけれども、海田町の例規集に掲載されている要綱が平成2年に制定されたままで、大きな改正が行われてないように見受けられます。この36年間見直しが行われてこなかったのか、現在の要綱が当時の内容のままであるという理解でよろしいのか伺います。

○議長（桑原） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村） 要綱の改正につきましては、平成27年4月1日に現在の額面の640円のほうに改正させていただいて、それ以降は、改正は特にさせていただいておりませんが、その間、タクシー料金の改定も順次行われているところですが、令和2年2月に

660円に改定されたというところと、令和5年6月に750円に改定されたという動きがございました。その中でタクシー料金につきましては、一部のタクシー事業者のほうでは1割引きという扱いがございまして、そのような状況の中で、令和5年6月でいいますと、1割引きですと670円ということで、若干、オーバーしている部分はありますが、初乗り料金として今の640円の中で対応できるものとして考えておりましたので、改定はこれまでしていなかったところでございます。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）令和5年6月に改定されたのは、これ、初乗りが700円になったときかなと思うんですけども、この助成額が640円では初乗りがカバーできておらず、町内で病院など行こうと思っても、初乗りだけで行けるわけではなく、自己負担が発生している状況でして、要綱のこの制限、要綱の目的にも利用の全部または一部を助成すると明記されております。ちょっとこのタクシー券が始まったときの状況をちょっとお伺いしますと、36年前、平成2年に一番最初作られているんですけども、初乗りは500円程度で、プラス1キロほど、その枠内で使えていたのかなと思っているんですけども、この制度の実態と運賃のずれについてどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）先ほども町長の答弁でもございましたとおり、今回、令和7年12月に料金改定がされたところ、上限額として800円という上限額のほうに値上がりしたということで、今の640円の額面ではカバーし切れない状況がございまして、そういった状況を踏まえまして、利用者の方々についても年度末のほうにタクシー利用券のほうは交付させていただくようになっておるんですが、その中で実態としてこういった場面で使っているかとか、こういったところに行かれているかといったところをアンケートのほうで調査しまして、その実態を踏まえた上で見直しのほうについても検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）ありがとうございます。本町では1回の乗車につき1枚しか使用ができない状況なんですけれども、近隣の市町では複数枚使用が可能な自治体もあります。本町が1枚に制限している理由をお伺いいたします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）本町につきましては、基本的に公共交通機関の利用できるところ

まで行くのに、やはり交通の便が悪いところとかもございますので、そういったときに初乗り料金のほうで助成することによりまして、社会参加の促進につながるものと考えております。ほかの自治体につきましては、金額はそれぞれまちまちなんですけど、交通の便とかそういった状況も市町によって異なりますので、そういったことも踏まえまして、実態のほうを今後把握しまして、額面が今の640円で適しているのかどうかというところも踏まえまして、検討させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）先ほど公共交通機関まで、家からそこに行くまでが初乗りでカバーできるのではないかとされたんですけども、このタクシー券の対象者が重度障がいの方が社会参加できるようにという目的だと思うんですけども、車椅子に乗られていたりとか、ちょっとした段差や坂道であったり、そういったことが、本当ちょっとしたことが、すごい不便に感じると思うんですけども、公共交通機関を使って移動することが前提として、このタクシー券は作られているということなのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）基本的には640円というのが初乗り料金ということで助成してきている中で、やはり全ての料金を負担することというのは難しいところもございますので、まず、公共交通機関まで、JRとかそういったところを活用しながら移動していただくというところで初乗り料金を限度に助成してきたところでございます。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）では、決算の主要施策説明書によりましたら、受給者数が463人と記載がありまして、交付枚数が24枚、重度の方48枚というところで、この数字を基に要綱どおりに、全員が交付枚数を全て利用した場合、必要額を試算すると791万円という計算になったんですけども、令和6年度の予算では296万5,000円しか計上がされておられません。これは本来、必要な額の4割程度しか計上されていない理由をお伺いいたします。利用されないことを前提に予算を抑えていたのか、どのような理由で4割ほどの計上になっていたのか明確にお示しください。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）交付対象者の中にも車をもう利用されるという方もいらっしゃいますし、お子さんとかも含まれていまして、お子さんについても保護者が車で移動手段というのを確保されているという状況もございますので、そういったことを踏まえて、

実態も踏まえまして、予算のほうは計上させていただいているところがございます。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）それでしたら、この福祉タクシーが始まったときというのは、必要な人数と必要な枚数で最大値を計算されて、多分始められたのではないかなと思うんですけども、実際、利用額と、実際に使われたのは約226万8,000円でして、全員が交付枚数を全て利用した場合の必要額との差が564万円ということでいろいろ計算してありましたらそう出たんですけれども。この564万円分は使われなかった支援として生じている計算となっているんですけれども、この低い利用率、原因はどのように分析されているのか、お伺いいたします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）利用されずに返却される方も中にはいらっしゃいまして、そういった方に聞いたところによりますと、通常は車を利用されているんですけど、万が一、車が利用できないときの場合に備えて、チケットのほうは交付させていただいているという方もいらっしゃいますし、先ほど言ったように、家族や友人に送迎していただくので使わなかったという方とかいらっしゃいます。その中でも、やはり額面が初乗り料金より低いので使いにくいというような御意見もございますので、そういった御意見も踏まえまして、今年度末に交付する際に、アンケートのほうを実施させていただきまして、実態を踏まえて見直しのほうも検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）今からアンケートを取っていかれるということなんですけれども、この使いにくさというところで、本町の制度では町外利用もできない状況なんですけれども、しかし、通院先が町外であったりとか、そういった町外の場合は利用したくてもできないという状況とかもあるんですけれども、そこは認識されているのかお伺いいたします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）当然、町外のほうに通院されている人もいるとは思いますが、このタクシー利用助成制度は全ての料金を助成するまでカバーしているものではございませんので、そういった中で本人さんが社会参加を促進するためにどういったところに行くときに使われるかというのは、本人さんの選択によって決められているところがございますので、ただ、利用しにくいというような声もありますので、そういったところ

につきましては、今年度末に交付する際に改めてアンケートのほうを調査させていただきまして、その中で実態のほうを把握して、見直しも含めて検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）近隣の市町でも、本当に近くでしたら安芸郡、府中町、坂町、熊野町とか広島市などでも町外利用が可能であったり、あとは複数枚、同時に使用が可能だったり、あとは、これは500円券を年間に52枚でしたか58枚交付されていたりとか、今の生活実態に合わせた柔軟な制度に整っています。一方、本町では助成額が640円で、町外の利用が不可だったり、1回につき1枚のみの制度と、大きくちょっと遅れが生じているかなと、他の市町と比べた場合でもあまり柔軟に対応されていないように見受けられますが、この差はどのように認識して改善に向けて取り組む、先ほどアンケートを取って変えていくと言われたんですけれども、こういった他の市町との比較でしたり、そういったこととして進めていかれるのかお答えください。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）近隣の市町におきましても様々な利用方法を取られているというのは承知しているところでございます。そういった中でアンケートの中で金額的にもっと増やしてほしいみたいな、額面、初乗り料金だけでなく複数枚利用したいとか、そういった声もアンケートのほうで聞きまして、その中で踏まえてより活用しやすいような形で見直しができるばいいかなと考えております。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）そして、アンケートを取って聞いていくということでしたが、この福祉チケットというのは、申請をして交付が許可された方のみが今持っていらっしゃると思うんですけど、対象者であっても申請されていない方であったり、一定数いらっしゃると思うんですけど、そういった方にもちゃんとアンケートでしたり、取れるようにはしていかれるのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）基本的には窓口に来られる方を中心に、ほとんどの方が窓口に来られるという状況がございますので、そこを中心にアンケートのほうはさせていただこうと思っておりますが、確かに議員のおっしゃるとおり、取りに来られない方もいらっしゃいますので、そこを、全てアンケートできるかどうか分かりませんが、そういった

方の声も取り入れながら検討させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）今、24枚、重度の方が48枚という交付枚数なんですけども、最初、どのような根拠で設定されていたのかというところをお答えいただけますでしょうか。制定当初は生活の実態、水準も大きく変わっていますので、現在のニーズと合って、制定当初の根拠をお答えください。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）すいません、ちょっと制定当初が相当前なので、その当時から24枚で額面がどのくらいだったかというのは、今手元にございませんで、ちょっとお答えができないんですけど、今も640円というのはある程度実態に合わせた形で、1割引きをした金額と比べると、あまり変わらない料金の助成となっておりますので、そういった実態としては、利用実態というのがそこまで把握できていないところもございますので、そういったところはちょっと実態を把握した上でより利用しやすいような形で見直しのほうも含めて検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）先ほど、全員が全部の枚数を使うていで考えていなかったということをおっしゃられましたが、この前の質問のときですね。全体の計算をしましたら、必要額791万円なんですかね。すいません。463人が全員、この枚数を使った場合、最大必要な額というのをもちろん計算して、それでも、町としては本来700万円の規模でも支援を提供される覚悟で、こういったものも決めていかれて進められていると思うんですけども、他の市町では複数枚使用でしたり、枚数を増やしたりとか、あとは町外利用を解禁して利用しやすくされている、そういった700万円規模で今現在が300万円弱の利用率になっているので、この制度に使われる予定として考えられていた財源を、そういったところをもっと柔軟に使えるような形で、制度を改定していけると思うんですけども、そこはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）実績につきましては、実際に利用されたタクシーチケットの実績に基づいて、実際、タクシー会社のほうに支払った額が実績額になります。交付につきましては、対象になる方に事前に通知を出させていただきまして、希望される方が取りに来られたり、必要に応じては郵送させていただいているんですけど、そういった方の

中でも、先ほども申しましたが、実際は車を使われて移動される手段を持っているとか、保護者の方が連れていくとか、ほかにも施設に入所されている方、そういった方も中にはいらっしゃると思いますので、そういったところで差が出ているということもありますので、全ての方が、交付していないわけではなくて、希望されている方には全部交付はさせていただいていまして、その中で実際使われた額について実績として上がってきているところがございます。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）実際に町民の方から使いづらいでしたり、枚数が足りない、病院に通院するんですたら1か月に2枚でしたら1回の往復でなくなってしまうというような計算になるかなと思うんですけども、そういった声が上がっております。地方自治法にもありますとおり、住民の福祉の増進は自治体の基本的な責務でして、しかし、現行の福祉のタクシーの制度は要綱に掲げられた重度障がいの社会参加を支えるという目的が、現状の運用との間に乖離が生じている、不便だと、本当に町民の方は思われていて、社会参加を促すよりも、それ、使いづらいから出かけないとか、やめてしまうという状況も多少見受けられておまして、初乗り700円、今変わって、町外利用の不可でしたり、1回1枚の制限でしたり、あとは自己負担がそういったので多いということで、本来の目的を十分に果たせているとは言えないのかなと思っております。いつまでにアンケートを実施して、どのように改善されるのか、具体的にもう少しお答えいただけないでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）障がいをお持ちの方が社会生活、それから通院等を行われる際に、やはり交通手段がないことによって通院できないということにはならないように、この制度のほうを開始させていただいているところがございますが、先ほど、課長も答弁いたしましたように、まずは3月の交付のときに窓口のほうでお伺いし、来られない方については、どのような形で声を聞いていくかというのはしっかり検討した上で、また、加えまして、町長答弁にもございますように、次期第8期の海田町障がい福祉計画、それから第4期の障がい児福祉計画の中にもこの制度については盛り込みますので、この制度の中で計画の中に盛り込めるように見直しのほうを検討してまいります。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）今からしっかり見直しをしてくださるということでしたので、最後に、こ

の町民の方はこの福祉のタクシーが本当に必要で、重度の障がいを抱えてたり、生活を支える、これ大切な、その方にとって大切な移動手段となっております。制度の見直しが行われてないままでしたら、自己負担が増えたり、通院や必要な外出をちょっと控えてしまうような状況が生まれてしまいまして、必要なときに安心して移動ができるような環境を守っていただけるように、制度の見直しをしっかりとやっていただけたらと思います。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原）10番、大江議員。

○10番（大江）10番、大江です。今日は大きく2点について質問をさせていただきます。

私はこれまで約2年間にわたり、手話言語条例並びに情報コミュニケーション条例について質問を重ねてきましたが、今回は手話言語条例のみの質問をさせていただきます。海田町は、県が令和7年11月1日に施行された手話言語条例及び情報コミュニケーション条例の制定記念イベントが12月23日に行われることについて、ホームページに載せていました。正直言って、条例の後の長い文章などにチラシの掲載で誰がここまで目を通すのだろうかと思いました。令和7年度12月に質問した手話言語条例の答弁に、県の条例には障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進や手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会に関して、目的や理念、推進施策など必要な事項が網羅的に定められていることから、本町において同様の条例を制定する状況にはないと考えています。引き続き、本町で実施している意思疎通支援の取組を推進するとともに、今後、県条例に基づき展開される施策を効果的に活用し、町民の理解促進や地域の環境整備など必要な施策を実施してまいりますとありましたが、ここにある県条例に基づき展開される施策を効果的にとあるのは、県のイベント情報をホームページに掲載したことでしょうか。海田町から、これを見て何人の方が参加されたのでしょうか。これが海田町で行われるイベントであれば、興味があることもたちから住民までたくさんの方が集い、ろうあ者の方と直接触れ合ったりすることで、手話に対するの興味を示し、より多くの方がろうあ者の方の困っていることや誤解していることへの理解が進んでくるのではないのでしょうか。町民に理解してもらうために、町民に合った施策を身近な文章に置き換え、それを実現していくために町に合った手話言語条例の必要があると思うのです。改めて問います。県条例第3条の手話言語が言語として認識されるような必要な啓発を行うものとするところがあるが、町としてどのようなことを考えていますか。また、第3条の2の手話言語に関する文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要施策を講ずるものと

する。同じく第3条の3の手話言語を言語として認識し、手話を使う権利を尊重するように努めるものとする」とあるが、町としてどのように取り組んでいくのでしょうか。第4条の市町、障がい者、関係団体と協力して、手話言語条例を必要とするものが、乳幼児期からその家族と共に手話を習得できる機会の確保を講ずるものとする。第5条の手話言語を必要とする者が学校に在学する学校に対し、手話言語を必要とする者などが手話を習得できる機会の確保を図るための情報、技術的な助言、その他の必要な支援を行うものとする。第6条の手話言語を必要とする者が勤務を予定する事業者に対し、手話言語を必要とする者及び共に働く者が手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言、その他の必要な支援を行うものとする。これらいずれも、町としてどのように町で取り組んでいくのか、県は施策を総合的に推進するため、県、市町、障がい者、関係団体及び事業者、その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備するとある。また、第7条において、これらの施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。これらはいずれも計画なしにはできることではありません。予算も要ります。どこからこれらの予算を持ってくるのでしょうか。現在、海田町がこの中の一部取り組んでいることは、意思疎通支援事業の中の役場窓口の手話通訳者、タブレット、県からの通訳派遣、職員の手話研修ですが、これはコミュニケーションが主であって、ろうあ者の権利、手話は言語であるという町民に対しての理解への取組は行っておりません。今、ろうあ者の方が求めているのは、一人の人間として手話で誰とも話ができ、職場にも学校にも手話が普及し、お互いに尊重し合う安心して生活できる社会を望んでいます。昔は、職業には、和洋裁、印刷、木工、タイピング、歯科技工士と限られていましたが、今はIT関係や医師、弁護士、教師、介護士、調理師など、いろいろな職業に就くことが可能になりました。車の免許も取れるようになりました。子育てにも赤ちゃんの泣き声が聞こえず困っていましたが、音声をバイブレーターの振動に変換する福祉機器等が開発されました。徐々に環境の整備により暮らしやすくなっていますが、社会とのつながりにおいて、手話は言語であるという認識の下、お互いが手話で話ができる、そんな社会を望んでいます。特に、災害避難時における配慮の必要性を訴えています。町として、再度、町民に合った手話言語条例の制定について問います。

大きく2点目、小中学校武道場にクーラー設置の検討計画は。令和7年9月議会において、国の空調設備整備臨時特例交付金を活用して、各小中学校の体育館にクーラー設

置の提案をしました。教育長は、できるだけ早期に整備する方針の下、各学校の体育館、武道場の優先順位付け、整備スケジュールなど具体的な検討をしているところだと、前向きな答弁をもらいました。その後、12月議会でも他の議員が質問、令和8年1月のこども議会でも中学生からクーラーをつけてほしいとの要望がありました。いずれも空調設備整備臨時特例交付金を活用して、日常の学校生活と災害時の避難所環境の改善を図ることができるよう期間内の整備に向けて検討してまいりますとの具体的な答弁が出ましたが、この検討計画はどの程度進んでいますか。この交付金を活用するとしたら、今のところ、あと7年余りとなっています。この事業に国は予算を700億円計上しています。これに達すると、空調設備整備臨時特例交付金からの交付金はもらえなくなる可能性があります。他市町では学校の平等性を考え、全て同じ時期にする予定のところもあります。町の今後の検討計画を問います。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）それでは、大江議員の質問の1点目については私から、2点目につきましては教育委員会より答弁をさせます。

1点目の町にあった手話言語条例制定についての質問でございます。一つ目の手話言語の普及啓発につきましては、町内のボランティアグループやろうあ連盟などと連携をし、普及啓発の取組について検討を進めてまいります。二つ目の手話言語に関する文化の保存、継承及び発展といった広域的・専門的な施策につきましては、県が指導的な役割を果たすべきものと考えております。三つ目の手話を使う権利の尊重につきましては、役場窓口への手話通訳者の配置、職員への手話研修、オンラインによる遠隔手話通訳の活用など必要な取組を進めているところでございます。四つ目の乳幼児期から手話を習得する機会の確保につきましては、聴覚障がい児の発達段階に応じた適切な支援が重要であるため、障がい福祉サービスの枠組みの中で専門の療育機関につないでいるところでございます。また、学校や勤務先での手話の習得の機会の確保につきましては、県において来年度から手話や障がい特性に応じた意思疎通手段に関する出前講座を実施する予定であり、町内の学校や事業者に対し、こうした事業の情報提供を行い、活用を促してまいります。本町といたしましては、県が条例制定により展開する事業などを活用し、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に取り組むこととしており、現状においては県と同様の条例を制定する状況にはないと考えております。今後、県において、市町、障がい者、関係団体等が意見交換し、相互に協力できる体制を整備するこ

ととされており、県と連携しながら町民の理解促進や地域の環境整備に取り組んでまいります。

それでは、大江議員の質問の2点目につきましては教育委員会より答弁をさせます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）大江議員の質問に答弁いたします。小中学校の体育館・武道場の空調設備整備の検討計画についての質問でございますが、昨今、国からは避難所となる学校施設の防災機能の強化を一層推進するよう要請されており、避難所における熱中症対策も喫緊の課題となっております。このため、有事における避難所の環境改善、機能強化を図るとともに、平時における児童生徒等の教育環境の改善に向けて計画的に取り組んでまいります。具体的な整備対象及び時期につきましては、町立小中学校の全ての体育館・武道場とし、早期の空調設備整備と町の財政負担の軽減の双方を勘案した上で、来年度から順次、実施設計及び空調設備整備を行い、令和11年度に整備を完成する予定として計画を進めております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）では、小中学校武道場にクーラー設置の検討計画についてから再質問させていただきます。実際、質問書を出した後に全協がありまして、説明がありましたけれども、その説明書を見ていましたら、正直言って、実施設計が先に来て、空調工事が来て、断熱工事が来ているという順番になっているんですが、普通は断熱工事というのは、その家が空調がよく効くようにまずちゃんと設備してからクーラーを取り付けると、効果的にちょっとのあれで温度が冷えるという効果があると思うんですが、これの計画見てたら、全て空調工事をしてから断熱工事となっていますが、これはこういった理由でしょうか。

○議長（桑原）文教施設整備室長。

○文教施設整備室長（重西）先ほどの質問にお答えさせていただきます。具体的には海田中学校と海田西中学校の体育館、武道場の整備に関わってのところだというふうに認識しておりますけれども、こちら、大江議員がおっしゃったとおり、通常であれば断熱性確保したほうがより空調効率高まるというふうには認識しております。ただ、そうなりますと、先に断熱工事をしてしまいますと、空調整備が1か年遅れますので、その間、空調が使えないというところがございます。今回、整備をする一つの考え方として、平時のこどもたちの熱中症リスクを軽減していくということも一つ目的としてあ

る中で、少しでも早く空調が使えるようにという考えのもと、断熱確保工事を先に、空調設備を整備するという考えでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）多分、そうではないかなとは思っていたんですけども、まず、こどもが熱中症にならないのが優先なんですけども、その場合、これはお願いじゃないんですけども、設計とかされる時、それから、空調工事入れるときに、要するに空調工事が先入って断熱工事が後から入るわけですから、そのときの空調工事のときに、断熱の、要するに改修を見越して、空調の容量を選ぶようにすることが重要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）文教施設整備室長。

○文教施設整備室長（重西）議員御指摘の点につきましては、ごもっともだというふうに思っておりますので、実施設計の中で具体的な仕様について検討をさせていただきます。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）では、クーラーのほうは早めにつけてあげてください。

それから、手話言語条例について、再三質問を重ねてきましたが、県条例を、町は補完する形で施策を実施していくとの答弁でしたが、今、ちょっといろんな答弁を聞きますと、県条例に基づき展開される施策を効果的に活用しということは、県が動かないと、町自身はろう者のいろんな待遇というんですか、そういう学校関係とかいろんなものに対して動かないということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）町内での普及啓発活動につきましては、現在、ボランティア団体とかろうあ連盟のほうと意見交換をさせていただきまして、その中でこういった形で普及啓発したらいいかといったところを今検討を進めているところでございます。他市町においては動画配信とか、そういった取組もされているところではございますが、こういった、簡単な手話から発信していくのがいいのかどうかとか、そういったところも含めて、十分意見交換しながら進めていきたいと考えております。それ以外にも、今回、県が令和8年度から新規事業として手話に特化した手話講座、そういったものも実施されると聞いておりますので、そういったところも活用しながら、町内にある資源とか県の施策、そういったものを有効に活用しながら、普及啓発にも取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）補完するということは、私ちょっと辞書で引いたんですけれども、不足している要素を補うとか、機能や役割を補うとありました。いわゆる県の条例の理念を町民生活の現場で実施するのが町の責務ではないのでしょうか。要は、町は県の手話言語条例の施策推進の実態主体であると認識しているんですが、どうですか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）県のほうは、広域自治体として研修機能とか人材育成、そういったものは団体の市町のほうで実施するよりも効率的で効果的に実施できるというところで、広域的な機能とか専門的な機能については、県のほうで実施されるものと考えております。その上で、補完といいますか、相互に補完し合うということだと考えておりますので、その中で、県が実施する事業というのも活用しながら、町の中でもそういったボランティアグループとか、そういった資源もごございますので、そういった資源も、当事者の方と意見交換しながら、普及啓発のほうにも取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）先ほどから、ボランティア、ボランティアとおっしゃっていますが、25日の日にろうあの方と話し合いをされたようですが、県の条例はそれ一つではないと思うんですよね。条例、先ほど言ったように、3条、4条、5条、6条、7条、全部、以前、これらを全部網羅を、県が推進施策など必要な事項が網羅的に定められていることからおっしゃっています。本町に同様の条例を制定する、だから必要はないとおっしゃっていますが、条例はなくてもその条例に基づいた活動というんですかね、条例分の実施計画、年間事業計画とかそういうものはありますか。それと、その計画をした場合にそれに基づいた担当部署、これはどこがするとか、例えば、手話の分で広報出します。それは誰が出すのか、どこの課がするのか。それから、それぞれのそういう活動をした場合の評価指標、数値目標、それ立てていますか。それから、一番大事なのは、これらをするためには予算計上してないと、どこから予算出すんですか。お答えください。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）手話に特化した事業計画というのは、特段、そこに特化したものはないですけど、障がい福祉計画ですとか障がい児福祉計画、その中においても意思疎通支援について、その計画の中に位置付けさせていただいておるところでございます。

評価指標につきましては、手話言語の普及啓発に関するとか取得するような評価指標というのは、現時点では定めたものはございません。予算につきましては意思疎通支援の取組として、手話通訳者の設置ですとか手話通訳者の派遣、遠隔手話通訳、そういったものについては予算措置をさせていただいておりますが、普及啓発につきましてはまずはボランティアグループと一緒に、予算のない中で取り組めるところを進めていこうということでございますので、そういった取組につきましては他の市町のほうでも、同様にそういったボランティアのグループですとか当事者団体、そういったところの協力を得ながら、予算がない中で普及啓発、動画配信とかそういった取組もされているところがございますので、そういったところを参考にしながら、本町においても一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）条例別の実施計画、整理文章もない、担当部署も明確でない、評価指標や数値目標もない、予算計上もない。要するに、理念にとどまり、体系的な整理が全くされていないのじゃないですか。それは県の補完とは言えないのではないのでしょうか。これ、行政運営上、適切と言えるんですか。予算はありません。これらいろんな行事を行うのに予算ありません。それでボランティア、聞いていますよ。何人いますか、はっきり言って。しかも、はっきりと手話ができる人はいませんよ、数人しか。それをどうするんですか。それで、先ほどから意思疎通支援、そっちで確かに手話通訳の予算は取れるかもわかりません。でも、この手話言語条例は、意思疎通支援とコミュニティとは全く違うんですよ。手話言語条例はろうの方たちの人権そのもの。手話は言語である、それを町民に広げて、自分たちがこの海田町の中で自由に、お互いに町民と手話でお話できて、普通の生活、普通の人と同じように生活していけるようなそういう環境、職場におる人も職場の人が手話を使う、そういうまち、世界を望んでいるんですよ。今、執行部のおっしゃっていることは、コミュニティですよ。手話を今している人だけの、習いたい人、はい、いらっしゃい、それだけでどれだけ広がるんですか。要るでしょう、町民に対して、手話は言語ですよ。明確にそれは町として発表すべきですよ。そして、学校でもそうですよ。小学校にいますよ。耳にこうやっていますけど、実際はあんまり分かってないということを聞いています。やはり、それには教師がある程度手話ができる人が入るとか、いろんな分野があるじゃないですか。ただボランティアであれします、はっきり言ってボランティア、会社休んで学校にボランティア行っている人もい

るんですよ。広島市のほうは社会福祉協議会から交通費と、ちゃんと費用が出てますよ。海田町はただボランティアだから、ただ、ただというのもおかしいんですよ。やはり、きちっとした計画を立てて、そして、その予算化して、その中から今言った条例の、要するに補完をするように、広報で示して、町民に手話は言語ですよ、皆さん少しずつ覚えましょう。その広報にしても掲示にしても、これもちょっと要るじゃないですか。今言われたように、動画配信、廿日市は全部手話で動画配信していますよ。今日も新聞に掲載していましたよ、廿日市。要するに、今からの手話通訳士育てるとか、そういうふうにしてどんどん活動をやっているわけですよ。それが、条例がないで、地盤が何にもないで、単発的に、はい、通訳者を育てます、はい、興味のある人来てください、それで広がるんですか。もう一度お聞きします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）先ほど、年間計画がないとか、担当課のほうについて御質問いただいたところでちょっと答えがなかったので、まず計画については、課長申しましたように、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の中に盛り込みながら、毎年、自立支援協議会の中、評価等をしながら実施をさせていただいており、主の担当としましては福祉保健部の社会福祉課のほうを担当となります。ただ、確かにお子さんのことであるとか、いろいろな対応が必要な場面については、教育委員会と連携しながら手話についての普及等も行っているところがございます。確かにボランティアの方々に、町としては予算もない、他の市町では動画配信等にしっかりとお金を使って行っているという御意見いただいておりますが、町といたしましては、まず、関係団体等の連携をする中で、今行っているところですし、今年度につきましても確かにボランティアの御協力をいただいて、各小学校に2校、それから中学校、高校にも授業に行っていて、普及啓発にも今年度も進めているところがございます。また、来年度以降、そのあたりが広がっていくように、まず、小さい時期から手話のことを知っていただく、こどもたちを通じて家庭へもそのことを伝えていくような取組、それから動画配信についてもどのような形ができるか、やはり関係団体の御協力がなければ町のみではできない部分がございますので、そのあたりの御協力をいただきながら、効果的なそういう啓発についてしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）先ほどから聞いていますと、全部関係団体、関係団体とおっしゃって

ますけども、それぞれ関係団体と言っていましても、乳幼児期なんかは、要するに、母子保健に担当しますから、乳幼児健診時の情報をいただいて家族向けの手話教室する、すると、今度そこに担当が要ります。学校は教育委員会と連携して、学校の中で今おっしゃったように、授業の中にちょっと取り入れるとか来てもらうようにします。でも、それみんなボランティアっていっても、無料はおかしいんですよ。仕事行っている方、休んできたりしているわけですから。だから、ボランティアといたら無料という考え方がどうも海田町にはあるみたいで、全ていろんなものにも交通費とかお金かかっています。だから、それ言うんですよ、私、ここに全部計上されているけども、予算をどうするのか、どこから予算持ってくるんですかって。だから、ちゃんと計上しておれば、何かあったときにその中の予算の中から、これ広報に、今回ボランティア来たから、それを交通費に充てましょうとか、そういうことができるわけでしょう。今の世の中、お金がありません、ボランティアでお願いしますって、仕事を休んでまで来ている人に言えますか。町長、どう思いますか。海田町の悪いところは、ボランティアはただという考え方がすごいね、浸透しているんですよ。やはり、今はもう動けばお金という感じなんですけども、やはり、そういう特殊なものは仕事を休んで来られる方もいらっしゃると思いますので、そういうのはちゃんと交通費等払うとか、そういう考えでないといけないと思うんですよ。だから、これには予算が全くついてない、ありません。予算のない中で何をするんだというふうに考えてしまうんですよ。どうなんでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）ボランティアの善意でこの事業、啓発等を行わせていただいているというところにつきまして、確かに他市町で実費弁償であるとかという情報もございます。また、来ていただいているらっしゃるボランティアの方々の御意向も伺いながら、この点については今後の検討課題として、持ち帰らせていただければというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）先ほどいろいろ述べましたけども、それらを列記して、ちゃんと、例えば1条でこういうこと、こういうことをするとか、学校と連絡を取って、学校に手話通訳者を派遣して、そういう時間を取るとか、それから、一つ大事なことは事業者、要するに、働いている人がろうの人に対しての合理的配慮、そういうのもやはり町のほうから要求していかないと、職場ではそういう働き、ないと思うんです。だから、職場に対し

ても通訳者を派遣するとか、そういうもろもろのものが全部手話言語条例の中に、そういうものが全て入っているんですよ。それと町民にまず手話は言語ですということです。大体、私たち英語を一生懸命勉強するじゃないですか。それと一緒にですよ。手話は言葉ですから。だから、もうこうやったら、何それと言われて、これ手話よって。もうこれだけで手話です。だから、指文字でも、あ、い、とか、ちゃんと、う、え、お、とか、指文字でちゃんと、あいうえお、から全部あります。だから、それらを皆さんが習得することによって、そういう方が来られたときに、こんにちはとか、ありがとうとか簡単なことでも話すことによって、そこにコミュニティが生まれるんですよ。だから、手話言語条例があって、それから今の支援の分でコミュニティがそこで生まれる。でないと、習った人だけが手話ができるけど、相手ができなければ、そこにはコミュニティ生まれません。だから、やっぱり手話言語条例というのはとても必要なんです。お金が要ることではないんですよ。今言ったようなことを、ただ計画をびしっと出して、年間計画出して、その中でこうしましょう、こうしましょう。そのためにだったら、予算もはっきり見えてきます。今のはただ単発的でしょう。単発的な事業ですよ。今までずっと言い続けてきましたけど、何やってたんですか。町長もどう思ってるんですか。町長にちょっと伺います。条例とは、単なる法律文書でなく、町として何を大切にすることを宣言するものですよ。手話は言葉であり、その使用は権利です。だから、ろうの方は、これは手話は僕たちの人権なんですって叫んでいます。権利保障を制度として確立するかどうかは、もう行政実務の問題ではなくて、町長の政治的判断だと思うんですよ。この度の施政方針で、残念ながら、この手話言語条例についても一言も触れていませんでした。また、県条例の補完と言いながらも、それが安心して暮らせる環境の整備の項目もありましたが、そこにもろう者の願いの、町民への手話獲得、職場への合理的配慮など、施政方針の中には一言も触れていませんでした。町長と対話を重視の項目においても、健全者だけでなく、障がいのある方、ろう者の方たちとの対話を考えたことがありますか。特に、今年度はデフリンピックのキャラバン隊が本町にやってきました。なおさら、今までのこの問題について真剣に考えてほしいと思いました。町長は今まで行政の答えもありましたけど、我が町の手話言語条例の制定要望に対してどのようにお考えですか、町長のお考えを聞かせてください。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（夏目）私もデフリンピック参加、参加というか、出させてもらいました。県が

昨年11月ですか、条例をつくりまして、県民相互に人格、個性を尊重し合いながら、手話言語を必要とする者の手話の使用、修得の機会の確保が図られるよう推進されなければならないということを出して、今から始めようとしています。そうした意向も市町も受け止めて、必要な協力をしていかないといけないと思いますし、これから県が本格的に事業展開されていくということもございますので、それも見据えながら、今後、条例を一切つくらないという思いではなく、今後こういった形で条例を制定等、市町の動向もございますし、しっかり考えさせていただきたいと思います。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）今、広島市議会でも手話言語条例について、この間、聞きに行きましたけども、質問された方がいました。今、そうして県がつくっていても、やはり自分たちの市、町に合ったものを考えていくときなんですよ。県があるからとかいう話ではありません。だから、ここのように、要は、県条例に基づき展開される施策。じゃ、県がこれしなさいよって行って動くというふうに、この回答では受け取れます。もう少しやはり障がいのある方たちの身になって、何が本当に海田町が安心して生活できる、健常者だけが海田町の住民ではありません。いろんな方がいます。やはり、そこを捉えて真剣にこの手話言語条例について、この人たちにとって本当に町民がどこに行っても、おはようとか手話で挨拶してくれる、そういう世界を望んでいます。それと執行部の方には今さっきおっしゃっていましたがものをきちっと書面で書いて、自分たちの中でそれを系統的に計画にさせていただきたいと思います。と同時に、財政経営課の方、予算取ってないということですので、どうか補正でも取って、今の手話言語条例に対してのいろんな活動に対しての予算をつけていただければと希望します。どうでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）手話言語に対する普及であるとか各種事業につきまして、計画をしっかりと作成いたしまして、計画に基づいて進めていきたいというふうに思っております。また、ボランティアの方々への報償費等につきましては、しっかりと近隣の状況と、それから、その団体の御意向やろうあ連盟などもしっかりと調整しながら、持ち帰らせていただいて、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）その町条例をつくらなくて今おっしゃっていましたが、そのところに一言に、町の責務の明確化というのを、やはり一言入れてほしいなと思います。そ

れと最後に、町長任期の間にこの手話言語条例について考えるつもりはありますか、お聞きします。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）大江議員の質問に御答弁をいたします。先ほど来、担当部課長、そして副町長が御答弁申し上げておりますとおり、昨年11月に、県の条例が施行され、今後、県において市町、障がい者関係団体等が意見交換して、相互に協力できる体制を整備された上で、我々としては県としっかり連携しながら、町民の方々への理解促進や地域の環境整備に取り組んでまいりたいというところは偽りない事実でございます。その上で条例制定については、県条例の制定を踏まえて、他市町においても、その条例の制定動向を踏まえながら検討されているという状況も耳にしているところでございます。今後については、やはりそうした他市町の状況も踏まえながら、本町においてどのように手話が言語としてしっかりと町民の皆様方に認知されるのかどうなのか、そこら辺を踏まえて検討させていただきながら、条例制定についてしっかりと調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）町長から調査研究をしてまいるということでしたので、この2年余りがとても楽しみにしております。しっかり検討して、ろうの方たちのため、海田町民がみんなが簡単な手話ができるような、そういう海田町になってほしいと望んで終わります。

○議長（桑原）11番、宗像議員。

○11番（宗像）11番、宗像です。

まず、防災についてお尋ねします。海田町では防災訓練をやめて、防災フェスタを開催しています。執行部はこれで防災意識の高揚につながると評価されているところですが、確かに来場者は興味を持ったと思います。しかし、実際の災害時には本当に役に立つのでしょうか。疑問が残ります。災害時に役に立つのは繰返し行う訓練ではないのでしょうか。また、昨年、海田町では6月、町主催の海田町防災フェア2025、11月には総合公園指定管理者が2025防災フェスタ in 海田が開催されました。これは町長も出席されたので御存じだと思いますけれども、双方とも内容に多少の差はあれ、開催時期が違うものの似たようなイベントです。公共施設を管理する者が同じようなイベントを行う必要があるのか疑問が残ります。双方がしっかりと打合せを行い、無駄のないことをすべきです。イベントは指定管理者に補助金を出してでも行い、町は実際の災害に対

する訓練に、私は徹すべきではないかと思えます。また、災害時に住民の安心と安全を守るという重要な役割を持っている消防団に対して、町はもっと敬意を払う必要があるのではないかと考えております。特に、出初式の式典を見ていると、敬意を本当に払っているのかどうか疑問を感じざるを得ません。出初式なのか、町内で活動している団体の発表会なのか、区別のつかない式典が行われている。もっと消防団に敬意を払った式典を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、海田小学校の建替えと中心拠点についてお尋ねします。町長は海田小学校建替えに合わせて、選挙公約に上げた滞在型図書館との複合施設を提案されたが、先日、全員協議会で滞在型図書館との複合は一旦取り下げられた。これは事実でございます。小学校の建替えに中心拠点の整備を行うとの案は取り下げていません。しかし、この地区に中心拠点の施設の整備は第5次海田町総合計画や海田町都市計画マスタープラン、海田町立地適正化計画のどこにも記載されていません。逆に、この地区は高層住宅ゾーンとして規定されています。それ以外にもたくさんいろんなことを約束されています。教育委員会も約束されている。ほかのところでも約束されている。それらの整合性が全く取れていない。その辺はどのように考えておるのか、お尋ねするものです。

○議長（桑原） 竹野内町長。

○町長（竹野内） それでは、宗像議員の質問に答弁します。

1点目の防災についての質問でございます。一つ目の防災訓練の実施につきまして、町が実施している防災フェアは、防災への関心が薄いと言われる子育て世帯を中心とした若い世代をコアターゲットとし、町民一人ひとりが自分の命は自分で守るという自助の意識を高めることを目的に、防災関係機関の協力を得ながら実施をしております。一方で、海田総合公園の指定管理者が実施された防災フェスタは、家族で参加できる体験型の運動会やステージイベントなど、総合公園への集客も意図したイベントであったものと認識をしております。引き続き、事業の所期の目的を達成できるかどうかを踏まえ、より効果的な防災啓発事業の在り方について検討してまいりたいと考えております。二つ目の防災訓練につきまして、自治会など小規模な単位を対象とした出前講座等に合わせ、地域の実情に応じた内容で実施することで、防災をより自分事として捉えていただけるものと考えております。こうした取組が、複数の自治会による合同訓練や小学校区単位での訓練へと発展すれば、より実践的な訓練となると考えており、出前講座の申込みの際などにそのような広がり呼び掛けてまいります。三つ目の出初式につきまして

て、消防団活動を多くの方に披露する重要な場面であり、より多くの町民の皆様に参加していただくことや、団員の負担軽減に配慮することなどについて、消防団と協議検討した結果、現在の形に至ったものでございます。今後も消防団と意見交換を行いながら、望ましい在り方について検討してまいります。

2点目の海田小学校の建替えと中心拠点についての質問でございます。海田小学校の敷地内に中心拠点施設の整備を行うとの案を取り下げているとの御指摘につきましては、海田小学校敷地内への複合施設整備はゼロベースで検討を行う旨を2月3日の全員協議会で御説明をいたしました。この検討の結果、複合施設を建設しないという結論もあり得るという認識の下で検討を進めてまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）まず1点目、防災フェスタの問題。確かに町長のおっしゃるとおり、片方は指定管理者、片方は町が実施しているもの。しかしながら、実質、中身、似たようなもんですよ。だから、去年は確かにお互いがそれだけの連絡事項をすることはなかったと思う。それについてはやむを得ない。しかしながら、今後、そのような同じようなものが続かないよう、もしそれを向こうがやりたいのなら、それなりにこっちが支援するなり、そういう形でのやり方があるんじゃないかと思います。無駄なことを二つも三つもする必要はない。もっとそれよりもそれに参加する人間を集めていく。そういうものがいいんじゃないかと思いますが、それについてどうなんでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（松井）議員御指摘のとおり、同じような行事を同じ町の中で2回やるというところは、ちょっと考えていかんといけんところだと思っております。町としては、啓発活動の一環としてさせていただくとどこなんですけども、その目的が達成されるような形で開催をしていただけるようなことができるのであれば、統合についても検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）この問題について、多分、早い時期からもう既に指定管理者のほうは考えられたと私聞いております。全くそういう話は聞いてなかったんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回、御指摘のことについて、私が聞いたのが確か秋頃だったというふうに記憶いたしておりますが、そのときに実際にそういうふうなことを具体的に考

えておるのでいうことで我々のところ、いらっしゃいましたので、そのときに防災課長に話を通して、そして、どういうことを考えているんだというふうな流れだったように記憶いたしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）指定管理者とは定期的に連絡を取っているんじゃないんですか。当然、連絡を取ればそういう話は事前に早くつかむのがあなた方の仕事であり、町の事業とかぶらないように、かぶるんであればもっといいものにできるように、それらをしていくのが、その連絡調整する立場の仕事だと思うんですが、僕自身にも、多分、あなた方よりも少し早い時期に情報が入ってきたと思うんですよ。その辺はしっかりとそういうものの情報をつなぎながら、逆に言うと、防災との連絡をしっかりと、無駄のない事業をやっていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）御指摘を踏まえて、今後については早め早めに対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）そのとき必要であれば、町の補助金幾らかでも出して、実際、海田町で使っている費用もあるので、それはしっかりと充実したものになるように、逆に言うと、入れ替えてあなた方が主体になって向こうでやる方法もございますから、その辺も踏まえてしっかりと無駄のないような事業、特に海田はお祭りが少ないから、祭りをできるだけ増やして町長が考えられるのも無理もないと思いますけれども、それが悪いというんじゃないなくて、無駄のないようなやり方をしていただきたいなど、こういうふうに思っております。もう1点、この防災フェスタ始めるようになって、今の町長になってから、町長の前から始まったのかな、どっちかちょっとその辺はつきり覚えていませんけども、実際に災害が起こったときに、一番何が重要ですか。答えられる人がおったら答えて。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（松井）実際起こったときには、動いていただくことが、自らで判断して動いていただくことが重要かと考えます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）そうですね。分かっておられるじゃないですか。そのために何が必要ですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（松井）日頃からの備えと、あとは訓練が必要になってくるものと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）分かっておられるじゃないですか。じゃ、なぜそれしないんですか。出前講座で向こうから来てくれるのを待っている、積極的に町として。今までやっていたの、取りやめる。取りやめるんなら、別の形に変えればいいですよ。やめてしまって、楽しいお祭りにして。それで意識高まった。確かに見たものは頭に残るかもしれない。体には残らない。一番大事なのは、自分が体を動かして、それを体験して、それを災害時に生かすのが、これが大事なことじゃないんですか。これが訓練じゃないんですか。私はそうと思いますが、間違っているでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（松井）議員おっしゃるとおり、継続的に訓練を実施していただくことは大変重要だとは認識はしております。ただ、大規模で集まって、動員をかけてという訓練よりも、その地域地域で地域のリスクに応じた訓練をしていただくほうがより身近に感じていただいて、自助の部分と共助の部分もくっついてくるものだと考えておりますので、引き続き、自治会長の会議の際などで積極的に出前講座を活用していただくように紹介をさせていただきます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）よく分かっておられるので、それについてどうのこうのじゃなくて、要は、出前で待つのではなくて、積極的にこちらから進んでって、やりましょうや、今年はこことこぐらいはやりましょう、そういうふうな計画を立ててきちっとやっていくことが私は大事じゃないかと思うので、その辺を、しっかり、今から進めていただきたいなど。答弁せえいうても無理でしょうから、答弁までは求めませんが。次に、一番問題なのは、消防団の出初式、町長、初めての出初式、すごく寒かったですね。本当に寒かっただろうと思います。我々も寒かったです。だから、それ、室内に帰られたこと、これは僕否定はしません。しかし、今やっていること、出初式ですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（松井）現在の出初式の形式になるに当たりまして、消防団内のほうで協議をされて、その御提案に沿った形で現在の形にはさせていただきます。式典の部に

関しましては、永年勤続表彰など従前と同じ形の式をさせていただいておるところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）はしご乗りかな、何というかな、あれから向こうについては、私は出初式と認めます。それまでの間の式典の問題です。出初式とは何ですか。何の目的にやられるんですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（松井）消防団員の皆さんの活動の披露の場と考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）もっと大事なことを忘れていませんか。一番大事なのは隊員の意識高揚じゃないんですか。その肝腎なことが抜けとるからおかしなことになるんじゃないんですか。今やっていること何ですか。式典じゃないですよ。単なる表彰式ですよ。それ以外は地元の活動している方の発表の場ですよ。その辺はもう少し考える必要があるんじゃないですか。参加する人を増やしたい。だから、そのためにそういうのをやること自体、僕否定しているんじゃないです。一番大事な、お金もかけんでもええ、隊員の意識高揚、それをする必要があるんじゃないんですか。その辺についてはどうお考えですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）出初式におきまして、消防団の活動を地域の方にも見ていただきたいと思っておりますし、御指摘のとおり、消防団員の意識を高揚、高めていくといったことも重要でございます。ただ、一方で、出初式を実施するに当たって、前々から団員の皆様が当日に向けて夜遅くまで事前にその訓練なりするといったことが負担になっているということも事実でございます。その中で消防団の出初式をどのようにするのがいいのか、これを消防団の皆様と一緒に考えて現在の形になったものでございます。今の形が最善とは思っておりません。今後とも検討はしていく必要はあろうかと思っております。ですので、今、議員が言われたように、消防団の意識の高揚も図れるような出初式の内容については、引き続き、検討はしていきたいと思っておりますけれども、消防団の皆様の過度な負担にもならないように、その両立が取れるようなものを引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）僕、あなたが言っていることを否定しているんじゃないですよ。別に言っているじゃないですか、はしごから後ろについては、今変えろとは一言も言ってない。式典の部分で少し考える必要があるんじゃないか。表彰式だけで終わっていいんですか。意識高揚で一番大事なのは何ですか。何だと思いませんか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）これまでの出初式と直近の出初式で変えた内容としましては、団員の分列行進でありますとか、町長、団長の観閲、それとポンプ操法等をなくしております。なくした理由というのが、特に今、これらが消防団にとって負担になっているというお声もございましたので、その辺をどうするかということだろうというふうに思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）式典を表彰式にするならいいですよ。少なくともトップがおって、トップの方が観閲することが、これ、負担がかかりますか。お金がかかりますか。これが意識高揚につながるんじゃないですか。最低限そのぐらいはして初めて出初式じゃないんですか。町長、そう思いませんか。町長が一声一声、声掛けるわけにいかないけども、こうやって観閲することによって、頑張っしてほしいよという気持ちを出していくことが意識高揚につながるんじゃないんですか。私はそう思います。なぜ、あれをしないのか。それは確かに僅か5分ぐらいだろうと、5分もかからんと思います、室内でやれば。そのぐらいはしてもいいんじゃないかと思いますが、どうなんでしょうか。今すぐ答弁するいうても消防団と協議しなきゃならんこと出てくるので、答弁はいいですが、そのぐらいは、一つは検討していただきたいということで、この話については止めておきます。

続いて、小学校の問題でございます。小学校の問題、前に教育委員会のほうで校区の問題が出てきたと思います。そのときに西小の校区の変更が一部、最近、最近じゃないですが、もう大分たちますけど、やりました。そのときに、教育委員会が我々に対して説明した一つの中の大事な項目があるんですが、覚えてますか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）海田南小学校と海田西小学校の校区の編成については、平成24年から5年にかけて協議をされている記録はございます。ただそのときにちょっと、私のほうも同席をしておりませんので、現状を何を問われているのかということについては、明確にはお答えがしかねます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）そのときに教育委員会が説明したのは、現在は校区変更で何とか西小の生徒を確保する。将来的には西小廃止も検討しながら、海田小学校との併合、南小学校との、検討しながら、それを視野に入れながら今後の学区編成に努めてまいるとおっしゃられたのは教育委員会ですが、どうなんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）すいません、平成25年6年の記録を見る限りでは、その時点で校区の変更は行っておりません。その中に私が読んだ最終的な答申については、海田西小学校の統廃合等についても述べられておりませんでしたので、申し訳ありませんが、記録上は見えておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）私らにはそういう説明がありました。将来は必ずそういうのを、将来にはそういうのが。そうした中で、そういうのを議会に言うておきながら、今回の整備、で、都合いい拠点という言葉を引き張り出してくる。もともとここ住宅、高層住宅ゾーンとして位置付けられている。それにどこにも書いてない文言引き張り出して、こういう施策をつくらうとする。教育委員会も今回述べられた中に、学校、今、生徒、こんだけだからこんだけいいよ。我々に説明したことと違うことについて、現状だけで動こうとしている。もし将来どうするんかいうのも考えられてない。そうやって説明されたんですから、私もはっきり記憶しております。正式な文書になってないかもわかりませんが、私らにはそういう言葉が出ました。だから、将来、そういうことが必要ではないかと、これ誰か聞いたんだと思いますが、それも視野に入れなきゃいけないというのは、はっきり答えられたのは確かです。だから、そういう将来の整備計画、そういうもの、それからこういう上位計画、それらの中で、結果的に学校の教室が適正なのかどうかまずそれらを精査すべきなんじゃないんですか。自分らが言ったこと、あれは昔だから知らないよじゃなくて、この計画がある、この計画のおいしいとこだけ取ってきて言葉だけ使う。そういうことじゃなくて、まず何が必要なか、それを考える必要があると。同じようなことが東公でも起こっている。東公民館、我々としては早く建ててほしい。明日にでも建築にかかってほしい。だけど、その前に海田小学校のこうした複合施設、それを前提に入れながら、海田東公でうまくいけばこっちもできるかもしれんという格好で持ってくる。その姿勢が問題があるんじゃないんですか。これについてちょっと話が違うんで答弁は求めませんが、全体の中でどうあるべきか、しっかりとその

議論、先に持ってくる。必要なものは何か、それをしっかり議論する。その中でこういうのが、その中で次に手法が出てきて、こういう手法ならできますよ、こうなら早くできますよ、どうかできませんかというなら分かります。全体の中で全体の計画、自分らが決めてきた、5次にしても、特に今回、後期計画がこの4月から動きます。そういう計画の中でどういうふうに位置付けられ、どういうふうにされているのか。それから、都市計画マスタープランがあり、地区計画のことを言われるんなら地区計画はどういう計画になる。それ、きちっと整合性取りながら、なおかつ何が必要なんか。それをしっかりと検討した上で次のステップに入るべきだと思いますが、それについていかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）議員のおっしゃるとおりだと思います。先ほどの平成24年の話は、私も承知はしておりませんでした。すみませんでした。ただ、今回の海小のところについては、町長答弁で述べましたように、いったんはゼロベースというところでしております。拠点整備、中心拠点施設の整備を行うことの案は取り下げてないという御指摘でもございましたけども、この検討をした結果、複合施設を整備しないということもあるということの前提で検討を進めさせてほしいということでございますので、もろもろ、いろいろ今御指摘を受けましたけども、整理するところは整理をして、また、できましたら、予算が認められましたら、もういろんなとこをできる限り、短い間ですけど、見せれるところは見せたい、ちょっと時間もあれですので難しいとこはあろうかと思っておりますけども、皆様が少しでも納得できる材料をそろえて提示をして、御納得いただけるようなものに仕上げたいと、今そういうふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）そういうふうにおっしゃっていただいたので、それ以上、深く追及しませんけれども、まずは学校ありき、学校をまず大事にしていきたい。それに必要なものをまず決める。その中で、じゃ、次のステップをどうするか。まず、学校ですから。学校を建てましょう、我々も建てましょう、建っていいですよ。やってきたことを前面に出して、それからまずやって、その中で出てくるんであればまた次、改めて協議をしながら、全体の計画とのバランスを見ながら、しっかりとやっていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（夏目）学校、まずやりましょう、異論はございません。それで東小、海小の順番にやっていきたいと思いますという手順を踏ませてもらいました。その中で我々としては、小学校を造るのであれば、まちづくりという観点で、一つそういう、去年は図書館という提案もあったと思うんですけども、したらどうかという提案もしましたが、いろいろな議論もございまして、ここに来ています。今年に入って、やっぱり財政的な観点でいろいろリスクもあるということで、そうであれば、一旦、10年ですか、少し後送りにしておりました東地区についても、この際、一緒にやることで東小の財源も工面しながら、確かな財源が今ある。今解決策を講じることがまちづくりにとっても財源的にもメリットがあるということで、すいません、急ごしらえだったかもしれませんが、提案させていただいてきたところでございます。ですので、ちょっとそこがあまりにもということがあることは御議論、承知はしておるんですけども、特に海小のほうについてはそのグラウンドが本当にそこに入れること自体いいのかどうかということも含めまして、ゼロベースで検討させていただきたいと思ったところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）しっかりとそれ、事前に内部で詰めて、内部で詰めたものを出してきて、それなら、我々、限界を超えたので委託に出しましょうというならまだいいんですが、その辺をしっかりとやっていただきたいなど。それと町長、副町長のほうから東のことで、ちょっとそれを付け加えてよろしいでしょうか。我々、反対しとるんじゃないんですよ。やってほしいんです。まず、先に建替えが出るんか、複合でやろうとするのか、まず、建て替えましょう。その中でこういう財源ならすぐできますよ、こういう財源ならちょっと遅れますよという説明ならまだいい。初めからぐっと来るからみんなが反発をするんであって、そうじゃなくてまずやりましょう、まず、何から始めるかって、昨日ちょっと町長に施政方針の質問をしたと思うんです。何が必要なんか、何をすべきなんか。その上でどういう手法ができるんですよという段階を踏んでいく必要があるんじゃないかなと私は思います。これは私の意見ですから、それ以上は申しません。ということで、私の意見を述べさせていただいたので、以上でもって、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原）これにて、一般質問を終結いたします。この際暫時休憩をいたします。再開は14時55分。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 4 3 分 休憩

午後 2 時 5 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。日程第 2 から日程第 11 に至る各議案については、新年度予算に関する条例案及び予算案でございます。各案件について、日程順に執行部より説明を受け、予算審査特別委員会に付託する予定でございますので、御協力いただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 2、第 13 号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第 13 号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法を考慮して、職員の給与の改定を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、第 13 号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。改正内容につきましては資料 19 の給与改定の概要で説明をさせていただきますが、議案書は 26 ページから 28 ページ、新旧対照表を資料 20 で提出しております。それでは、資料 19 をお願いいたします。まず、1 の要旨でございますが、人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法に準じた給与改定を行うものでございます。2 の令和 7 年人事院勧告の骨子ですが、通勤手当関係の改定として自動車等の使用者に対する通勤手当の拡充等が行われます。また、職員の月例給与水準を適切に確保するための措置及び宿日直手当の支給額の引上げが行われます。以上を踏まえまして、3 の海田町の改定についてでございます。国に準じた改定を行うこととし、（1）の通勤手当につきましては、自動車等を使って通勤する職員に係る通勤手当について、距離区分の上限を片道 100 キロ以上に拡大し、支給額の上限を 6 万 6,400 円といたします。次に、イとして、自動車等を使って通勤する職員に対し、新たに 5,000 円を超えない範囲内において、1 か月当たりの駐車場等の利用に対する通勤手当を支給することといたします。次に、（2）の第 2 種初任給調整手当についてでございます。新たに採用された職員について、給料月額及び地域手当の合計額を基に算出した額が地域別最低

賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を第2種初任給調整手当として支給する規定を新設いたします。続きまして、(3)といたしまして、基本の宿日直手当の支給額を4,400円から4,700円に引上げをいたします。最後に、実施時期は令和8年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第14号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第14号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。令和8年度の国民健康保険事業費納付金の財源を適切に確保するため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（杉本）それでは、第14号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。改正内容につきましては、資料21の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要で説明させていただきますが、議案書は29ページから30ページ、新旧対照表を資料22として提出しております。それでは、資料21の条例の概要をお願いします。今回の改正内容については、国民健康保険税の税率の改正でございます。令和8年度の国民健康保険事業費納付金及び市町村標準保険料率を踏まえ、事業費納付金の財源を適切に確保するため、税率を改正するものでございます。左の表は現行の保険税率を、右の表は改正後の保険税率を記載しております。それぞれ2列目に基礎課税額分、3列目に後期高齢者支援金等課税額分、4列目に介護納付金課税額分を、また2行目の所得割率から下に均等割額、平等割額、特定世帯の平等割額、特定継続世帯の平等割額の税率を記載しております。2ページをお願いします。施行期日については令和8年4月1日で、この度の改正後の税率については、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。以上で、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第15号議案、海田町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内） 第15号議案、海田町犯罪被害者等支援条例の制定について。犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等に必要な施策を総合的に推進するため、この条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村） それでは、第15号議案、海田町犯罪被害者等支援条例の制定について御説明いたします。議案書は31ページとなりますが、内容は資料23、犯罪被害者等支援条例の概要により説明いたします。1の要旨でございますが、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、必要な施策を総合的に推進するため、この条例を制定するものでございます。2の条例の概要でございますが、目的は、犯罪被害者等に必要な施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護及びその理解促進を図り、もって、町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することでございます。次に、犯罪被害者等の支援を行うに当たっての基本理念でございますが、1点目として、犯罪被害者等の個人の尊厳とそれにふさわしい処遇を保障される権利を尊重すること。2点目として、被害状況や原因など、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて適切に対応すること。3点目として、必要な支援を途切れることなく提供すること。4点目として、町、町民等、事業者、関係機関等が相互に連携、協力して推進することを基本理念として位置付けることとしております。次に、責務でございますが、町、町民等、事業者のそれぞれの責務を定めることとしております。内容は記載のとおりでございます。次に、基本的施策でございますが、犯罪被害者等基本法で地方公共団体に求められている基本的施策を踏まえ、12の基本的施策を位置付けることとしております。主なものといたしましては、総合的な相談窓口を設置し、犯罪被害者等が直面する様々な問題の相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整、経済的負担の軽減、日常生活の支援、居住の安定などの支援を行うこと。2ページ目を御覧ください。また、雇用の安定、町民等の理解の促進に向けた啓発、人材の育成などで、内容は記載のとおりでございます。そのほか、用語の定義、支援の制限、財政上の措置、委任規定などを定めることとしております。次に、3の支援制度の創設でございますが、条例の制定に合わせて、（1）のとおり、経済的負担軽減などの制度を創設するものでございます。経済的な負担の軽減のための支援策として、見舞金制度を創設します。犯罪行為により死亡した方の遺族に対する遺族見舞金として30万円、犯罪行為により重傷病を負った方

に対する重傷病見舞金として10万円を支給するものでございます。次に、右側を御覧ください。日常生活の支援策として、家事・介護費用の助成制度を創設します。家事支援は1時間2,200円を限度に、介護支援は1時間3,900円を限度に助成するもので、それぞれの支援を組み合わせ、80時間を限度に助成するものでございます。また、1日3,000円を限度に未就学児1人当たり14日を限度に助成する一時保育費用の助成制度を創設します。次に、居住の安定のための支援策として、転居費用の助成制度を創設します。再被害や二次的被害を防止するため、20万円を限度に、転居に要する敷金、礼金、仲介手数料などを助成するものでございます。これらの制度の対象者は、(2)のとおり、過失による犯罪を除き、人の生命または身体を害する罪に当たる行為による死亡または重傷病の被害に遭った犯罪被害者等としております。制度に関する必要事項につきましては、(3)のとおり、要綱で定めることとしております。4の施行期日でございますが、条例の公布日としたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第16号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第16号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。道路法施行令の一部改正を踏まえ、これに準拠して占用料の見直しを行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）それでは、第16号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書は36ページから39ページ、資料のほうは、資料24の条例の概要及び資料25の新旧対照表でございますが、説明は資料24の海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の概要に基づいて御説明いたします。それでは、資料24をお願いいたします。初めに条例の改正の経緯につきましては、道路占用料の額の見直しを行う道路法施行令の一部を改正する政令が令和8年4月1日に施行されるため、これに準拠して、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正するものでございます。次に、条例の改正の概要につきましては、道路法施行令に準拠した道路占用料の額の見直しを行うものでございます。最後に、施行期日につきましては、

令和8年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第17号議案、令和8年度海田町一般会計予算から日程第11、第22号議案、令和8年度海田町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第17号議案から第22号議案までを一括で御提案を申し上げます。令和8年度海田町一般会計ほか5会計予算につきましては、施政方針で申し上げました施策を中心に編成をしております。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）それでは、まず、第17号議案から第20号議案までの令和8年度海田町一般会計予算及び各特別会計予算について、資料34、令和8年度予算の概要により御説明いたします。資料34をお願いいたします。4ページをお願いいたします。下段の2、財政規模でございます。会計別予算額として、一般会計及び特別会計について、それぞれの令和8年度当初予算額と令和7年度当初予算額及び両者の増減を記載してございます。6ページをお願いいたします。主要事業の概要でございます。ヒューマンスケールのまち、住みたい・住み続けたい・帰ってきたいまちの実現に向けて、各種事業を進めてまいります。次、7ページをお願いいたします。施策体系別主要事業でございます。五つのまちづくりの観点から、8ページから19ページまでそれぞれに関連する事業を掲載してございますが、ここでの説明は省略させていただきます。なお、新規、継続、拡充の色付きアイコンが付されている事業については、資料35の令和8年度予算の主な新規・拡充事業等において、個別に内容を掲載しておるところでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。歳入の概要でございます。主なものについて御説明いたします。22ページをお願いいたします。町税につきましては、令和8年度予算額が51億7,986万5,000円、対前年度比で3.0パーセントの増でございます。次の23ページをお願いいたします。町債でございます。予算額は5億8,110万円、対前年度比で28.3パーセントの減でございます。25ページをお願いいたします。地方交付税でございます。予算額は15億1,000万円、対前年度比で19.8パーセントの増でございます。続きまして、35ページをお願いいたします。国庫支出金でございます。予算額は27億4,761万8,000円、対前年度比で12.4パーセントの減でございます。次のページ、36ページ、こち

らは県支出金でございます。予算額は13億580万5,000円、対前年度比で2.1パーセントの増でございます。

39ページをお願いいたします。目的別で整理した歳出の概要でございます。こちらも主なものについて御説明いたします。40ページを御覧ください。40ページ下のほう、総務費でございます。令和8年度予算額は14億8,939万4,000円、対前年度比で9.5パーセントの減でございます。次のページ、41ページの上が民生費でございますが、予算額は63億6,097万1,000円、対前年度比で4.4パーセントの増でございます。その下の衛生費は、予算額11億4,570万9,000円、対前年度比で5.8パーセントの増でございます。43ページをお願いいたします。下の土木費でございますが、予算額は15億9,994万2,000円、対前年度比で12.8パーセントの減でございます。次のページ、44ページの下でございます。教育費でございますが、予算額は13億346万円、対前年度比で20.0パーセントの減でございます。次のページ、45ページの下でございます。こちら公債費でございますが、予算額は10億676万9,000円、対前年度比で3.2パーセントの増でございます。46ページから53ページまでは、性質別で整理した歳出予算の概要でございます。先ほど御説明しました目的別歳出予算と内容が重複してございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

続いて、54ページ以降は、各特別会計についての予算概要でございますけれども、内容につきましては記載のとおりで、こちらの説明も省略させていただきたいと存じます。以上で、第17号議案から第20号議案までの説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）それでは、続きまして、第21号議案、令和8年度海田町水道事業会計予算について御説明いたします。資料43、令和8年度水道事業会計予算の概要にしたがいまして御説明させていただきます。2ページをお願いいたします。事業収益は5億9,098万9,000円で、令和7年度当初予算に比べまして、8,868万2,000円の増となっております。また、事業費用は5億8,276万円で、7年度予算に比べまして、4,933万7,000円の増となっております。以上の結果、令和8年度におきましては822万9,000円の利益を予定してございます。令和8年度は、水道水を安定的に供給するため、水道料金を改定し、新料金を令和8年6月検針分から適用してまいります。また、浄水場の運営管理につきまして、持続可能な体制を構築するため、民間事業者による管理運営を実施いたします。続きまして、3ページをお願いいたします。次に、資本的収入は1億5,55

0万円で、令和7年度予算と比べまして、1億520万円の減となっております。また、資本的支出は3億7,987万9,000円で、7年度予算と比べまして9,199万9,000円の減となっております。令和8年度は、引き続き、基幹管路の更新を進めるとともに、水道管につきましては老朽化した配水管を長寿命耐震化で更新してまいります。なお、差引不足額2億2,437万9,000円につきましては、内部資金でもあります損益勘定留保資金や減債積立金等で補填する予定でございます。

続きまして、第21号議案をお願いいたします。第2条の業務の予定量といたしまして、給水戸数は1万4,311戸、年間総配水量は315万6,000立方メートル、一日平均配水量は8,646立方メートルを予定してございます。次に、第3条には収益的収入及び支出、4条には資本的収入及び支出、5条には基幹管路更新工事等の財源に充てるため、企業債を定めてございます。6条には一時借入金、7条には予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条には流用禁止項目、第9条につきましてはたな卸資産の購入限度額をそれぞれ定めてございます。以上で、令和8年度海田町水道事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、第22号議案、令和8年度海田町下水道事業会計予算につきまして、御説明させていただきます。資料45、令和8年度下水道事業会計予算の概要にしたがいまして、御説明させていただきます。2ページをお願いいたします。事業収益は9億6,090万1,000円で、令和7年度予算と比べまして3,618万6,000円の増となっております。事業費用は9億6,324万1,000円で、7年度予算に比べまして4,956万6,000円の増となっております。以上の結果、令和8年度におきましては234万円の損失を予定してございます。続きまして、3ページをお願いいたします。資本的収入は5億1,649万9,000円で、令和7年度予算と比べまして1億2,054万5,000円の減となっております。また、資本的支出は6億8,905万5,000円で、7年度予算と比べまして1億2,115万円の減となっております。令和8年度は雨水につきましては、引き続き、昭和雨水幹線整備工事を実施いたします。汚水につきましては、山畝地区の汚水管整備工事に着手してまいります。なお、差引不足額1億7,255万6,000円につきましては、内部資金であります損益勘定留保資金等で補填する予定としてございます。

続きまして、第22号議案をお願いいたします。第2条の業務の予定量といたしまして、処理開始面積は482ヘクタール、年間有収水量は284万1,452立方メートル、一日平均有収水量は7,785立方メートルを予定してございます。次に、3条につきましては収益的収入及び支出を、4条につきましては資本的収入及び支出、5条には企業債をそれぞれ定め

てございます。次に、第6条には一時借入金を、第7条には予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条には流用禁止項目、第9条には一般会計からの補助金額をそれぞれ定めてございます。以上で、令和8年度海田町下水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。この際、議長より発議をしたいと思っております。第13号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、第22号議案、令和8年度海田町下水道事業会計予算までの10議案については、予算審査特別委員会に追加で付託の上、審査することといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本件は予算審査特別委員会に追加で付託の上、審査することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第12、第8号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第9号を議題といたします。本件については、去る3月3日、本会議において予算審査特別委員会に付託をしておりますので、委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めたいと思っております。予算審査特別委員会、宗像委員長。

○11番（宗像）予算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は、令和8年3月3日付けで付託されました案件を、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。付託案件は、第8号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第9号です。審査の経過ですが、3月3日に委員会を開催し、審査案件について町長以下執行部関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査を行いました。

審査の結果でございます。委員から、第8号議案について報告書に添付のとおり修正動議が提出されました。その内容は繰越明許費から総務費、総務管理費の財産管理事業及び町民センター・海田東公民館等複合施設整備事業を削除するもので、海田小学校敷地内併設施設検討業務委託料及び町民センター・海田東公民館等複合施設整備基本構想基本計画策定支援業務委託料を削除し、同額を危機管理事業の財政調整基金積立金にすることを強く要求するものです。委員会では、これを賛成多数で可決すべきものと決定しましたが、修正決議した部分を除く原案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。最後に、その他といたしまして、修正案は可決されましたが、多く

の委員から、海田東公民館については早期に建替えを行うべきであるという意見が出されておりますので、申し添えておきます。以上で予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

- 議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略をいたします。

これより採決を行います。第8号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案を、原案は執行部案ということで誤解なさらないようにしてください、修正すべきものでございます。

これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論を行います。討論ございますか。討論があるようなので討論を行います。討論の順は、はじめに原案に賛成の討論、これは執行部案に賛成の討論ということで、次に原案及び修正案に反対の討論、これも執行部案、修正案の両方反対の討論。次に修正案に賛成の討論の順で行います。修正案に賛成の討論。それでは、原案に賛成の討論、執行部案に賛成の討論です。多田議員。

- 14番（多田）14番、多田です。修正案に反対の討論を行います。今回の補正予算は海田東、海田小学校の建替えに際し、東公民館や町民センター、図書館を含めた公共施設との併設について調査するものでございます。東小の場合、単独で建設した場合、小学校33.6億、公民館11.2億の自己財源が必要ですが、併設の場合、小学校が28.9億、公民館9.6億で、6.3億円節約できます。海田小学校の場合、単独で校舎36.2億、図書館改修4.1億ですが、併設の場合、校舎29.4億、図書館新築9.6億で、約4億の自己財源の節約になります。図書館をゼロベースと言われましたが、このように、将来に貴重な財源を残しつつ、一度に4か所の施設更新ができる有効な交付金を利用しない手はありません。両小学校とも、併設といっても全く別棟であり前回否決された東小と公民館のときとは全然前提条件が違います。プールをなくすことに反対の方もおられますが、残念なんですけど、最近の猛暑で使用期間が限られていますし、夏休みの使用もなくなっているの、賞味1か月半ぐらいのために維持費もかかります。スイミングスクールでの水泳授業で代行できると考えます。この補正予算は、両小学校に併設する施設の用地利用計画や安全対策などを検討するために是非認めるべきだと思えます。判断材料としても認めるべきだと思えます。町に潤沢な財源があれば、全て単独で建築するのも理想かもしれませんが、他の事業との兼ね合いもあり難しいです。この交付金制度がなくなる前に是非造るべきだと思えます。今後、資材単価、人件費、公債費の金利上昇などのマイナス

要因が考えられます。できるだけ早期に事業を進めるべきだと考えています。この修正案は、将来のまちづくりに大きなマイナスをもたらすと考え、反対をいたします。皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（桑原）次に、修正案に賛成の討論を行います。討論があれば許します。白井議員。

○4番（白井）4番、白井です。修正案に賛成の立場で討論いたします。まず、海田小学校については、学校の建替えを最優先で行うことが必要であり、その後に考えるべき案件と考えます。ゼロベースから検討するとの説明があり、公共施設全体の再編方針、将来人口推計、長期的財政見通しを踏まえた丁寧な検討が不可欠であります。しかし、検討期間は8か月とされております。この限られた期間の中で、住民参加、代替案比較、将来の維持管理費を含めた財政試算まで十分に議論できるのか疑問が残ります。次に、海田東公民館・町民センターの複合施設整備事業について、公民館の建替えには反対ではなく、早期建替えを行っていただきたいです。複合ありきではなく単独も含め、まずは建替計画を行い、その後に配置計画や方法論について議論していくべきと考えます。昨日も一般質問にて懸念される点をお示しさせていただきました。いずれにしても公共施設は長期利用することが前提であり、方向性が定まらないまま事業を進めることに懸念が残ります。再度、予算計上をお願いしたく、今回は減額するものであります。よって、修正案に賛成いたします。皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第8号議案について採決を行います。まず、修正案について起立により採決を行いたいと思います。お諮りいたします。第8号議案に対する修正案に賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。御着席ください。よって、第8号議案に対する修正案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。修正部分を除く部分については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のと

おり可決されました。

この際、お諮りいたします。予算審査特別委員会の審査のため、3月6日から3月12日までの7日間休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、3月6日から3月12日までの7日間、休会とすることを決めます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会といたしたいと思えます。なお、次の会議は3月13日午前9時から開会をいたしますので、御参集いただきたいと思います。本日は大変御苦勞様でした。ありがとうございました。

午後3時38分 散会